

刊行にあたって

令和元年10月1日から消費税率が「8%」から「10%」に変更され、軽減税率制度が実施されました。この新制度導入により令和元年分（平成31年1月1日から令和元年12月31日）の消費税及び地方消費税の確定申告は、課税取引を旧税率が適用されたものと新税率（標準税率、軽減税率）が適用されたものとに区分する必要があるなど、例年よりも複雑になっています。

本書は、農業者で消費税課税事業者の方のために令和元年分の消費税確定申告書の作成等を解説した手引書です。申告対象者の範囲や提出書類といった基礎的な内容に加えて、軽減税率制度における農畜産物の適用区分、同制度実施に伴う簡易課税制度のみなし仕入率の改正（農業の「事業区分」の見直し）、農業者の勘定科目別「課税取引」「課税取引以外の取引」の例、農業機械など固定資産の購入、売却処分等に係る留意点、農協等への農畜産物委託販売に係る課税売上の計算方法の変更——などを掲載しており、本書のタイトルの通り「農業者のため」を意識した内容となっております。

全国農業会議所が作成した「農業課税取引金額計算表（試算用）」および一般課税・簡易課税の消費税額等の計算方法・申告書等はいずれも記入例を示していますので、これらを参考にいただければ、より申告書等作成のイメージがつかめるかと思えます。

本書が消費税確定申告の実務手引書として多くの農業者の方々にご活用いただければ幸いです。

最後に、本書作成に当たり関係各位に多大なご尽力をいただきました。ここに紙面を借りて心よりお礼申し上げます。

2020年1月

全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

目次

1. はじめに	
①確定申告が必要な方	2
②消費税及び地方消費税納付税額の計算方法	2
2. 軽減税率制度	
①軽減税率制度の実施	3
②軽減税率の対象品目	3
③軽減税率制度実施による簡易課税制度のみなし仕入率の改正	4
3. 農業の課税取引と課税取引以外の取引	
①勘定科目別消費税対象項目一覧	5
②固定資産の購入、売却処分等に係る留意点	6
③農協等への農畜産物委託販売に係る課税売上の計算方法の変更	6
4. 消費税及び地方消費税確定申告の準備	
①提出する書類	8
②税額計算に必要な書類	8
③税額計算に便利な書類	8
④参考とするもの	8
5. 農業課税取引金額計算表（試算用）の作成	9
6. 消費税の税額計算と申告書記入の例	
①一般課税による場合	14
②簡易課税による場合	38
7. 農業課税取引金額計算表（試算用）様式	62

1. はじめに

① 確定申告が必要な方

- 1) 基準期間（平成 29 年分）の課税売上高が 1,000 万円※を超える方
- 2) 基準期間（平成 29 年分）の課税売上高が 1,000 万円以下で、「消費税課税事業者選択届」を提出している方
- 3) 平成 30 年 1 月 1 日から 6 月 30 日の課税売上高が 1,000 万円を超える方

※平成 29 年が課税事業者であれば税抜金額、免税事業者であれば税込金額で判断する。

例：平成 29 年売上金額 1,026 万円（税込）

平成 29 年が課税事業者であった場合：税抜き処理を行う。

課税売上高 = 1,026 万円 × (100/108) = 950 万円

⇒ 令和元年は免税事業者となり**申告は必要ない**。

平成 29 年が免税事業者であった場合：税抜き処理を行う必要なし。

課税売上高 = 1,026 万円（税込）

⇒ 令和元年は課税事業者となり**申告が必要**。

② 消費税及び地方消費税納付税額の計算方法

▶ 一般課税の計算方法

課税期間中の課税売上に係る消費税額 - 課税期間中の課税仕入に係る消費税額 = 消費税の納付税額

▶ 簡易課税の計算方法

課税期間中の課税売上に係る消費税額 - $\left[\begin{array}{l} \text{課税期間中の} \\ \text{課税売上に係る} \\ \text{消費税額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{みなし} \\ \text{仕入率} \end{array} \right] = \text{消費税の納付税額}$

▶ 地方消費税の計算方法

消費税の納付税額 × 地方消費税率 = 地方消費税の納付税額

2. 軽減税率制度

① 軽減税率制度の実施

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

軽減税率は8%のままですが消費税率（6.3%→6.24%）と地方消費税率（1.7%→1.76%）の割合が異なります（表紙参照）。

② 軽減税率の対象品目

- 1) 飲食料品（酒類・外食を除く）
- 2) 週2回以上発行される新聞

— ここがポイント —

軽減税率が適用されるか否かは、農業者が販売（譲渡）した時点で判定します。

※飲食料品とは、人の飲用又は食用として供されるものです。

◆ 農業の区分例

飲食料用農畜産物 — 軽減税率（8%） —

食用米・麦・大豆・そば
野菜、果実
酒用農産物（米・麦・いも）
枝肉・内臓（皮は標準税率）
茶生葉・荒茶・仕上茶
食用花
観光農園・果物狩りでの収穫農産物の別
途販売

農産物加工食品
（次頁※2参照。簡易課税第2種に該当
するもの。第3種は営業（一般）所得。）

飲食料用以外農畜産物 — 標準税率（10%） —

飼料用米・飼料用とうもろこし

肉用子牛・育成牛（生体のまま販売）

花卉・花木
観光農園・果物狩り入園料

農村レストラン（外食）

③ 軽減税率制度実施による簡易課税制度のみなし仕入率の改正

農林水産業の飲食料品の譲渡に係るのみなし仕入率の見直しについて

令和元年10月1日から、簡易課税制度における「農業」のうち「飲食料用農畜産物」の譲渡に係る事業区分は、第3種事業（のみなし仕入率70%）から第2種事業（のみなし仕入率80%）へ変更となりました。

事業区分	のみなし仕入率	該 当 事 業
第一種事業	90%	卸売業 他の者から購入した商品とその性質および形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業をいいます。
第二種事業	80%	農業(令和元年10月1日以降、軽減税率(8%)が適用されるもの)※1、小売業 他の者から購入した商品とその性質および形状を変更しないで消費者に販売する事業をいいます。 ・農産物加工食品の製造、加工、販売（令和元年10月1日以降、軽減税率(8%)が適用されるもの）※2
第三種事業	70%	農業(令和元年9月30日までのもの及び10月1日以降、標準税率(10%)が適用されるもの)、林業、漁業、鉱業、建設業（造園業を含む）、製造業（製造小売業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業および水道業 第一種事業または第二種事業に該当するものおよび加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業を除きます。 ・農産加工品等の製造、加工、販売（令和元年9月30日までのものおよび10月1日以降、標準税率(10%)が適用されるもの）※2 ・植木の手入れ等
第四種事業	60%	料理飲食業、その他の事業 第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業および第六種事業以外の事業をいい、また、第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業を含みます。 ・固定資産の売却処分・下取り譲渡 ・作業受託収入
第五種事業	50%	運輸通信業、金融・保険業、サービス業（飲食店業を除く） 第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除きます。 ・農業用機械等のリース
第六種事業	40%	不動産業 ・不動産の貸付（一時使用以外の居住用および土地貸付を除く） ・駐車場業

※1 軽減税率の対象とならない農畜産物は、引き続き、第三種事業（のみなし仕入率70%）が適用となります。

例：食用米（軽減税率8%）・・・第二種事業（のみなし仕入率80%）
飼料用米（標準税率10%）・・・第三種事業（のみなし仕入率70%）

※2 自ら栽培した農産物（食用）を生産する農家が、それを原材料として製造を行った場合の簡易課税の事業区分の判定イメージ（農産物加工食品）

同一構内における工場、作業所等の有無	製造活動に専従する従業員の有無	事業区分
無	無	農業（食用）（第二種）
有	無	農業（食用）（第二種）
無	有	農業（食用）（第二種）
有	有	製造業（第三種）

（注）上記は取引ごとに判定する。

3. 農業の課税取引と課税取引以外の取引

① 勘定科目別消費税対象項目一覧

農業者に係る取引について、勘定科目別に消費税が課税されるか否かをみると、次のようになります(不動産取引を含む)。

科目	課否	課税取引	課税取引にならないもの	
			非課税取引	不課税取引
売 上	販売金額	○ 一般的な農畜産物の売上		
	家事消費金額	○ みなし譲渡		
	事業消費金額	△ 地代を米で支払うなどの代物弁済		
	地代・賃貸料	△ 受取家賃(店舗、事務所等、住宅用以外のもの)、駐車場収入	受取地代および住宅用受取家賃(ただし一時使用分は課税)	
	礼金・更新料	△ 受取家賃に準ずる		
	雑収入	△ 出荷奨励金、作業受託収入、従事分量配当金、精算金		対価性のない補助金・交付金、保険金、賠償金、消費税還付金、お祝い金
必 要 経 費	租税公課	×		
	種苗費	△		事業消費分(自給分)
	素畜費	△		//
	肥料費	△		//
	飼料費	△		//
	農具費	○		
	農薬・衛生費	△ 農薬や家畜薬品など	家畜衛生保健所の行政手数料	
	諸材料費	○		
	修繕費	○		
	動力光熱費	○		
	作業用衣料費・厚生費	△ 作業用衣料費、一般的な厚生費		法定福利費
	農業共済掛金・損害保険料	×	-	
	減価償却費	×	-	
	荷造運賃手数料	△ 運賃、一般的な手数料	行政手数料	
	雇人費	△ ヘルパー料金、通勤に必要な費用		一般的な雇用賃金(通勤費分は課税)
	利子割引料	×	-	
	地代・賃借料	△ 家賃(店舗、事業所用等)、駐車場料金	支払地代(一時使用分は課税)	
	土地改良水利費	△ 受益者対応分、維持管理費分		組合運営費的な経常経費
	暖房費	○		
	車両燃料費	△		軽油引取税分(32.1円/ℓ)
	事務管理費	△ 事務用品、電話料など	行政書類の交付手数料	同業組合等の一般会費
	種付登録料	○		
	固定資産処分損	×	-	
固定資産廃棄損	×	-		
その他経費	△		贈答用の商品券等購入代	
雑費	△		寄付金、慶弔等の現金支出	

※ 販売金額や運賃などで輸出に係るものは、免税取引になります。

売却・購入した事業用資産

科目	課否	科目	課否
土地	×	有価証券	×
その他の有形固定資産	○	その他の無形固定資産	○
繰延資産	○		

(注)「課否」欄の

○は、勘定科目に属するすべての取引が消費税の対象となるもの。
×は、その勘定科目に属するすべての取引が消費税の対象とならないもの。

△は、その勘定科目の取引の中に、消費税の対象となるものと、ならないものがあるもの。

② 固定資産の購入、売却処分等に係る留意点

固定資産を購入したり、売却したとき、土地以外の有形固定資産や繰延資産、有価証券を除いた無形固定資産については、消費税が課税されます。

所得税では、固定資産を購入した場合には、減価償却費として多年にわたり経費計上しますが、消費税では、取得したその年に全額を課税対象の仕入として処理（一般課税の場合）することになります。

また、売却処分したり、下取り譲渡した場合については、所得税では売却価額と簿価との差額＝処分益が課税の対象（譲渡所得）となるのに対し、消費税では売却・下取価額そのものが課税対象の売上となることに注意してください。

例： 軽トラックを下取り（50万円）→全額が課税売上
新車を購入（200万円）→全額が課税仕入

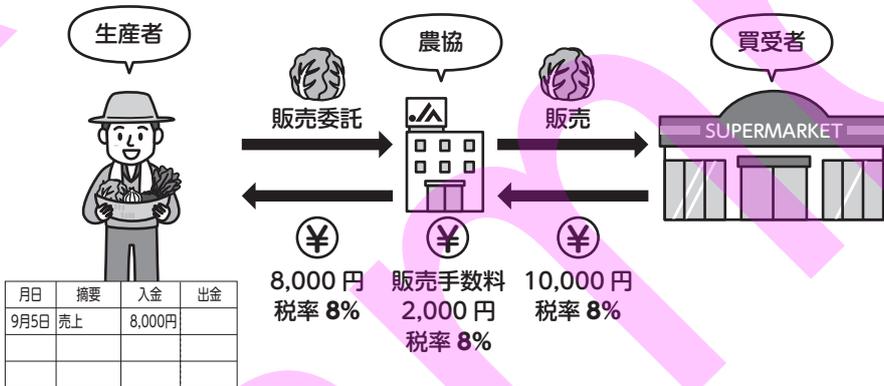
このため、別途に帳簿の記録欄を設けるか、減価償却の明細書を活用して、その年度に購入したり売却したものについては、その内容がわかるように区分して記帳することが必要です。

③ 農協等への農畜産物委託販売に係る課税売上の計算方法の変更

（軽減税率が適用される飲食料用農畜産物の取引が対象です。）

現行
（令和元年9月30日まで）

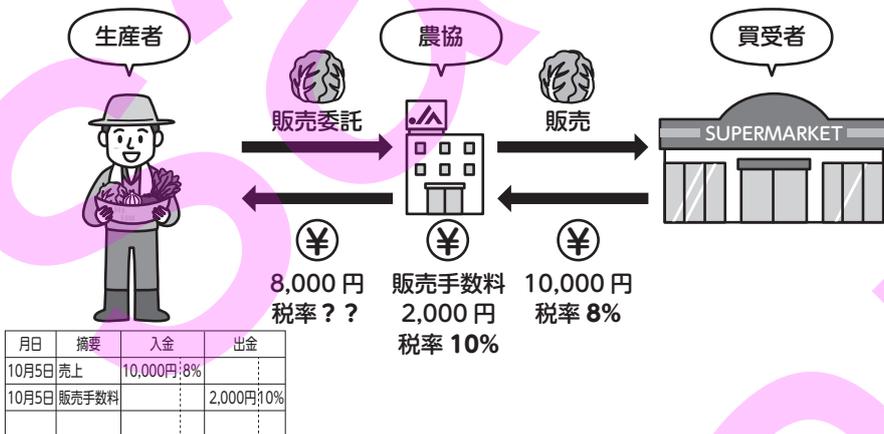
「**純額処理**」が可能でした
農協等の販売額10,000円から農協等への販売手数料2,000円を差し引いて、課税売上を8,000円とすることができました。



軽減税率制度実施後
（軽減税率適達16の取り扱い）
（令和元年10月1日以降）

ここがポイント

「**総額処理**」が必要となります
農協等の販売額10,000円と農協等への販売手数料2,000円に対する適用税率が異なるため、差し引いて課税売上を8,000円（純額処理）とすることはできません。
このため、課税売上を10,000円（税率8%）、課税仕入を2,000円（税率10%）としなければなりません。



— ここがポイント —

Q 飲食料用農畜産物（軽減税率適用）と花卉・飼料作物・生体動物等農畜産物（標準税率適用）の両方を JA 等に委託販売している場合はどうなるの？

A 10月1日以後も花卉等標準税率適用農畜産物の委託販売は、これまで通り消費税基本通達 10-1-12 が適用できるため、委託販売手数料を控除した額を課税売上とすることができます。（**純額処理**。ただし、～9/30 と 10/1 ～は消費税率が異なります。）

なお、標準税率適用農畜産物の委託販売の「全て」について、純額処理を行う必要があります。

一方、飲食料用農畜産物は委託販売手数料を控除する前の売上額（実売上額）が課税売上となります。（**総額処理**）

したがって、令和元年分については、委託販売農畜産物ごとに～9/30 と 10/1 ～販売金額に分けて集計し、別添「農業課税取引金額計算書（試算用）」（12 ページ参照）を作成することがポイントです。

～9/30		10/1～	
飲食料用農畜産物 (6.3%)	飲食料用以外農畜産物 (6.3%)	飲食料用農畜産物 (軽減税率対象) (6.24%)	飲食料用以外農畜産物 (標準税率対象) (7.8%)
純額処理	純額処理	総額処理	純額処理

— ここがポイント —

Q 令和元年 10 月 1 日をまたぐ委託販売の税率の適用は？

A 原則として、JA 等が農畜産物の販売（譲渡）をした時の税率となります。なお、当該農畜産物の売上計算書が売上の都度作成されている場合は、継続適用を条件に、売上計算書（精算書）の到達日が9月30日以前であるか、10月1日以後であるかによって判断します。

また、出荷時に販売見込額の一部について概算払を受け、後に精算が行われる場合には、継続適用を条件に、概算払・精算金をそれぞれ受け取った日で判断します。

さらに 10 月 1 日以後に受領する精算金等は、精算書で令和元年 9 月 30 日以前に販売されたことが明らかな農畜産物は、農協等委託者が販売した日の税率を適用します。

— ここがポイント —

免税事業者から課税事業者となる可能性があります。

10月1日以後の飲食料用農畜産物の委託販売について、総額処理による課税売上の計算方法に変更した結果、令和元年中の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合、令和 3 年は課税事業者となります。

とくに、令和 2 年分からは注意が必要です。

参考：消費税の軽減税率制度に関する Q&A（個別事例編）
〔国税庁消費税軽減税率制度対応室〕

4. 消費税及び地方消費税確定申告の準備

① 提出する書類（国税庁 HP もしくは税務署から入手）

《一般課税》

- ・ 消費税及び地方消費税の確定申告書第一表（一般用）、第二表
- ・ [付表 1-1] 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（一般用）
- ・ [付表 1-2] 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）
- ・ [付表 2-1] 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（一般用）
- ・ [付表 2-2] 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）

《簡易課税》

- ・ 消費税及び地方消費税の確定申告書第一表（簡易課税用）、第二表
- ・ [付表 4-1] 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（簡易課税用）
- ・ [付表 4-2] 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（簡易課税用）
- ・ [付表 5-1] 控除対象仕入税額等の計算表（簡易課税用）
- ・ [付表 5-2] 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（簡易課税用）

② 税額計算に必要な書類（国税庁 HP もしくは税務署から入手）

- ・ 課税取引金額計算表（農業所得用）・・・表イ-2
- ・ 課税売上高計算表・・・表ロ
- ・ 課税仕入高計算表・・・表ハ（一般課税の方）

③ 税額計算に便利な書類（この冊子から）

- ・ 農業課税取引金額計算表（試算用）・・・全国農業会議所作成
(62 ページ)

④ 参考とするもの

- ・ 農業青色申告決算書、収支内訳書
- ・ 帳簿、固定資産台帳
- ・ JA 等の支払い明細書、精算書など

5. 農業課税取引金額計算表(試算用)の作成

ここがポイント

- ・農畜産物ごとの課税取引を9月30日までと10月1日からに区分経理した合計額を適用税率ごとに記載します。
軽減税率適用農畜産物は、制度実施後も同じ8%ですが9月30日までは消費税率6.3%で10月1日からは6.24%です。
標準税率適用農畜産物は9月30日までは6.3%で10月1日からは7.8%です。
 - ・農協等への委託販売の場合、**軽減税率適用農畜産物**は10月1日から**純額処理**(委託販売手数料控除後の売上金額)の適用はなく、**総額処理**(委託販売手数料控除前の売上金額・委託販売手数料は経費)の金額になります。
標準税率適用農畜産物は**純額処理**が継続適用できます。
 - ・簡易課税制度を選択している場合、**軽減税率適用農畜産物**は10月1日から第2種事業となります。したがって、**軽減税率適用農畜産物**のみの農業者でも、令和元年は9月30日までの第3種事業と10月1日からの第2種事業の2種類の事業を営んでいることとなり**注意が必要です**。
 - ・一般課税制度の場合、経費(課税仕入高)についても9月30日までと10月1日からに区分経理した合計額を適用税率ごとに記載します。
- ★ 国税局 HP で確定申告書等を作成する場合も、12 ページの「農業課税取引金額計算表(試算用)」を正しく作ることがキーポイントです。
簡易課税制度を選択している場合、41 ページの事業区分・適用税率別の表を正しく作ることがとても重要です。

設例(～9/30までと10/1～に区分)

○販売金額:

食用米	5,800,000 円	(内訳 ～ 9/30	2,170,000 円	10/1 ～	3,630,000 円)
飼料米	400,000 円	(内訳 ～ 9/30	0 円	10/1 ～	400,000 円)
イチゴ	18,000,000 円	(内訳 ～ 9/30	12,600,000 円	10/1 ～	5,400,000 円)

委託販売手数料:

食用米	(内訳 ～ 9/30	87,000 円 (※)	10/1 ～	145,500 円 (☆))
飼料米	(内訳 ～ 9/30	0 円	10/1 ～	16,000 円 (※))
イチゴ	(内訳 ～ 9/30	1,512,000 円 (※)	10/1 ～	648,000 円 (☆))

純額処理分 (※) 1,615,000 円

総額処理分 (☆) 793,500 円

(注1) 純額処理(販売金額－委託販売手数料)できるのは、食用米(～9/30分)、イチゴ(～9/30分)及び標準税率適用の飼料米。

(注2) 総額処理(実販売金額が課税売上高。委託販売手数料は課税仕入高。)は軽減税率適用の食用米(10/1～分)、イチゴ(10/1～分)。

○雑収入:

経営安定対策交付金・共済金	8,000,000 円
作業受託収入(簡易課税は第4種)	1,000,000 円
	(内訳 ～ 9/30 700,000 円 10/1 ～ 300,000 円)
29年産米精算金(簡易課税は第3種)	700,000 円 (旧税率適用)

令和07年分所得税青色申告決算書 (農業所得用)

住所	〇〇市△△町5-248	業種名	農業	事務所所在地	
フリガナ氏名	ミズコウサク 水田耕作	農園名	水田農園	依頼税理士等	
	電話番	電話番	XXXXX-27-3579	氏名(名称)	
	電話番	電話番		電話番号	

□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

令和2年2月22日 損益計算書 (自 07月 07日 至 07月 37日)

科 目	金額 (円)	科 目	金額 (円)	科 目	金額 (円)
① 販売金額	2420000	⑱ 作業用衣料費	154000	⑤⑥ 差引金額	14463900
② 家事消費費	704800	⑲ 農業共済掛金	540000	⑳ 貸倒引当金	
③ 雑収入	970000	㉑ 減価償却費	380000	㉒ 各種引当金・準備金等	
④ 小計(①+②+③)	34004800	㉓ 荷造運賃手数料	2408500	㉔ 専従者給与	872000
⑤ 農産物の期首		㉕ 雇人費	720000	㉖ 貸倒引当金	
⑥ 農産物の期末	648000	㉗ 利子割引料	720000	㉘ 計	
⑦ 計(④-⑤+⑥)	34026400	㉙ 地代・賃借料	778000	㉚ 青色申告特別控除前の所得金額	6343900
⑧ 租税公課	400000	㉛ 土地改良費	200000	㉛ 青色申告特別控除額	650000
⑨ 種苗費	650000	㉜ 交際費	300000	㉜ 所得金額	5693900
⑩ 畜費		㉝ 事務通信費	265000	㉝ 特別控除	
⑪ 肥料費	7905000	㉞ 雑費	350000	㉞ うち、肉用牛について特例の適用を受ける金額	
⑫ 飼料費		㉟ 小計	79602500	㉟ 特別控除	
⑬ 農具費	635000	㊱ 農産物以外の期首	340000		
⑭ 農薬費	980000	㊲ 農産物以外の期末	380000		
⑮ 諸材料費	800000	㊳ 経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用			
⑯ 修繕費	775000	㊴ 計(㉟+㊱-㊳)	79562500		
⑰ 動力光熱費	7965000				

控 用 ○申告には、必ず 提出用 を使ってください。

令和 年分

ミズ タ コウ サク
水田耕作

フリガナ
氏名



控 用

④ 収入金額の内訳 (現金主義によっている人は、期首、期末の棚卸高は記入しないでください。)

区分	作付面積 (飼育頭羽数)	本年 収穫量 (生産頭羽数)	農産物の 期首量		農産物の 期末量		農産物の 期首 金額	農産物の 期末 金額	家事消費 金額	家事消費 費額	の 高 額
			kg	kg	kg	kg					
食用米	500 ^a	25,000	360	64,800 ^円	480	86,400 ^円	5,800,000 ^円	84,800 ^円	84,800 ^円		
飼料米	400	20,400		400,000							
田											
畑											
果											
樹											
イチゴ	1,900 ^m						18,000,000	20,000			
特殊施設											
農産物計	耕作面積 ^a			⑤ 64,800							
畜産物	頭羽										
その他											
合計							① 24,200,000	② 104,800			

⑤ 農産物以外の棚卸高の内訳 (現金主義によっている人は、記入しないでください。)

区分	期首 数量	期末 数量	期首 金額	期末 金額	の 高 額
未收穫農産物					
販売用動物					
種畜、飼料、農薬、諸材料					
肥料	25	30	240,000	300,000	
農薬	70	8	700,000	80,000	
その他					
合計			③ 340,000	③ 380,000	

⑥ 雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	支金		給付		所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 ^円
		現	延	現	延	
イ子ご收穫 2人	延 750	1,200,000 ^円		1,200,000 ^円	0	
その他(人分)						
計				② 2,200,000		

⑦ 専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事 月数	支料	賞与	給付 合計	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 ^円
水田花子	妻	57	12	1,680,000 ^円	620,000 ^円	2,300,000 ^円	51,000
水田耕一	長男	33	12	2,640,000	880,000	3,520,000	94,600
水田恵子	長男の妻	31	12	1,680,000	620,000	2,300,000	51,000
計				6,000,000	2,120,000	④ 8,120,000	196,600

(注) ①、②、③、⑤、⑥、⑧、⑨、⑪の金額は、それぞれを1ページの①、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑪の欄に移記してください。

表イ

※は純額処理 = 販売決算額 - 委託販売手数料
 ※1 2,170,000 - 87,000 = 2,083,000
 ※2 400,000 - 16,000 = 384,000
 ※3 12,600,000 - 1,512,000 = 11,088,000

☆は総額処理
 課税売上は実販売金額
 (委託販売手数料控除前の金額)。
 委託販売手数料は課税仕入。

農業課税取引金額計算表 (試算用)

(令和元年分) 全国農業会議所作成 2020.1

科 目	A 決算額	B Aのうち課税取引 にならないもの	C (A-B) 課税取引 金額	R1.9.30以前			R1.10.1以後		
				D うち旧税率 6.3%適用分	E うち軽減税率 6.24%適用分	F うち標準税率 7.8%適用分			
総 収 入	(委託販売)	品 目							
		食用米 (~9/30)	※1 2,083,000		2,083,000	2,083,000			
		〃 (10/1~)	☆1 3,630,000		3,630,000		3,630,000		
		飼料米 (10/1~)	※2 384,000		384,000			384,000	
		イチゴ (~9/30)	※3 11,088,000		11,088,000	11,088,000			
	〃 (10/1~)	☆2 5,400,000		5,400,000		5,400,000			
	①								
	(直接販売)								
	小 計	22,585,000		22,585,000	13,171,000	9,030,000	384,000		
	家事消費	金額 ② 104,800		104,800		104,800			
事業消費									
金 雑 収 入	経営安定対策交付金・共済金	8,000,000	8,000,000	0					
	作業受託収入 (~9/30)	700,000		700,000	700,000				
	〃 (10/1~)	300,000		300,000		300,000			
	過年度米精算金 (H29分)	700,000		700,000	700,000				
	③								
	小 計	9,700,000	8,000,000	1,700,000	1,400,000		300,000		
未成熟果樹収入									
小 計 (①+②+③)	④ 32,389,800	8,000,000	農業の課税売上高 24,389,800	14,571,000	9,134,800	684,000			
農産物の棚卸高	⑤ 64,800								
期首									
期末	⑥ 86,400								
小 計 (④-⑤+⑥)	⑦ 32,411,400								
経 費	租 税 公 課	⑧ 400,000	400,000	0					
	種 苗 費	⑨ 650,000		650,000	200,000		450,000		
	素 畜 費	⑩							
	肥 料 費	⑪ 1,905,000		1,905,000	1,650,000		255,000		
	飼 料 費	⑫							
	農 具 費	⑬ 635,000		635,000	515,000		120,000		
	農 薬 ・ 衛 生 費	⑭ 980,000		980,000	680,000		300,000		
	諸 材 料 費	⑮ 800,000		800,000	500,000		300,000		
	修 繕 費	⑯ 1,750,000		1,750,000	1,390,000		360,000		
	動 力 光 熱 費	⑰ 1,965,000		1,965,000	1,470,000		495,000		
	作 業 用 衣 料 費	⑱ 154,000		154,000	154,000				
	農 業 共 済 掛 金	⑲ 540,000	540,000						
	減 価 償 却 費	⑳ 3,800,000	3,800,000						
	荷 造 運 賃 手 数 料	㉑ 793,500		793,500			793,500		
	雇 人 費	㉒ 1,200,000	1,200,000	0					
	利 子 割 引 料	㉓ 120,000	120,000						
	地 代 ・ 賃 借 料	㉔ 1,180,000	1,180,000	0					
	土 地 改 良 費	㉕ 200,000		200,000	200,000				
	貸 倒 金	㉖							
	交 際 費	㉗ 300,000	70,000	230,000	180,000		50,000		
	事 務 通 信 費	㉘ 265,000		265,000	198,000		67,000		
	⑲								
	雑 費	⑳ 350,000		350,000	280,000		70,000		
小 計	㉑ 17,987,500	7,310,000	農業の課税仕入高 10,677,500	7,417,000		3,260,500			
農産物以外の棚卸高	㉒ 340,000								
期首									
期末	㉓ 380,000								
経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用	㉔								
計	㉕ 17,947,500								
差 引 金 額	㉖ 14,463,900								

(注) 荷造運賃手数料：食用米 (10/1~) 145,500、イチゴ (10/1~) 648,000

6. 消費税の税額計算と申告書記入の例

- ここでは、「5. 農業課税取引金額計算表（試算用）の作成」での設例に基づき、水田耕作（水田農園）を例に、一般課税による場合と簡易課税による場合の別に、消費税額等の計算と申告書等の作成についてみていきます。

※ 手順については、国税庁が提供している「令和元年分 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」にならっています。

- ① 農業所得に関する収入と経費の内訳は、12 ページの計算表で示したとおりです。
- ② 農業所得の課税取引金額の計算では、国税庁が提供している（農業所得用）課税取引金額計算表〔表イー2〕に代えて、12 ページの農業課税取引金額計算表（試算用）を〔表イ〕として使用します。
- ③ 令和元年9月に軽トラックを買換えました（下取り価格280,000円、購入価格920,000円）。なお、農業以外の事業所得や不動産所得はありません。
- ④ 基準期間（平成29年分）の課税売上高は18,246,500円でした。また、平成30年分及び令和2年分も課税事業者です。
- ⑤ 売上や仕入に係る返品・値引き・割戻しなどは、売上金額や仕入金額から直接減額しています。
- ⑥ 調整対象固定資産（25 ページ参照）はありません。
- ⑦ 貸倒れや債権の回収はありません。
- ⑧ 中間納付・申告はしていません。

1 一般課税による場合

消費税の税額計算

step.1 課税取引の内容を整理する

課税期間（平成31年1月1日～令和元年12月31日）における、税率の異なるごとに区分した課税取引に係る売上と経費の合計金額（消費税及び地方消費税を含まない）を計算します。

「農業課税取引金額計算表（試算用）」〔表イ〕（12ページ）を使用します。

- step.1-1 令和元年分の区分経理された帳簿等から、「農業課税取引金額計算表（試算用）」〔表イ〕のA欄に金額を転記します。
- step.1-2 A欄の金額のうち、課税取引にならないものの金額を、B欄に記入します。
- step.1-3 A欄の金額のうち、課税取引になるものの金額（A欄の金額とB欄の金額の差額）を計算し、C欄に記入します。
- step.1-4 C欄の金額のうち、税率6.3%適用分をD欄に、税率6.24%適用分をE欄に、税率7.8%適用分をF欄にそれぞれ記入します。

5ページに、課税取引になるかどうかのおおよその基準を示した「勘定科目別消費税対象項目一覧」を掲載しています。

事業所得又は不動産所得がある場合は、それぞれの「課税取引金額計算表」を使用します。

設例 水田農園の場合：表イ

表イ		※は純額処理 = 販売決算額 - 委託販売手数料		☆は総額処理			
		※1	※2	※3	※4		
		2,170,000 - 87,000 = 2,083,000	400,000 - 16,000 = 384,000	12,600,000 - 1,512,000 = 11,088,000			
		課税売上は実販売金額 (委託販売手数料控除前の金額)。 委託販売手数料は課税仕入。					
農業課税取引金額計算表（試算用）		step.1-1	step.1-2	step.1-3	step.1-4		
科 目	目	A	B	C (A-B)	D	E	F
		決算額	Aのうち課税取引 にならないもの	課税取引 金額	R1.9.30以前 うち旧税率 6.3%適用分	うち軽減税率 6.24%適用分	R1.10.1以後 うち標準税率 7.8%適用分
販売 金額	品 目						
	食用品						
	食用米 (～9/30)	※1 2,083,000		2,083,000	2,083,000		
	〃 (10/1～)	☆1 3,630,000		3,630,000		3,630,000	
	飼料米 (10/1～)	※2 384,000		384,000			384,000
	イチゴ (～9/30)	※3 11,088,000		11,088,000	11,088,000		
	〃 (10/1～)	☆2 5,400,000		5,400,000		5,400,000	
	小 計	22,585,000		22,585,000	13,171,000	9,030,000	384,000
	家事消費金額	① 104,800		104,800			
	事業消費金額	② 8,000,000	8,000,000	0			
雑 収入 金額	経営安定対策交付金-共済金	8,000,000	8,000,000	0			
	作業委託収入 (～9/30)	700,000		700,000	700,000		
	〃 (10/1～)	300,000		300,000			300,000
	過年度米精算金 (H29分)	700,000		700,000	700,000		
	雑 費	③ 350,000		350,000	280,000		70,000
	小 計	④ 17,987,500	7,310,000	10,677,500	7,417,000		3,260,500
	農産物以外の棚卸高	⑤ 340,000					
	期首	⑥ 380,000					
	期末	⑦ 380,000					
	経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用	⑧ 17,947,500					
計	⑨ 17,947,500						
差 引 金 額	⑩ 14,463,900						

旧税率6.3%、軽減税率6.24%及び標準税率7.8%適用分に区分して記載します。

(注) 荷造運賃手数料：食用米 (10/1～) 145,500、イチゴ (10/1～) 648,000

step.2 課税売上高の合計額を計算する

「課税売上高計算表」〔表ロ〕（17 ページ）を使用します。

step.2-1 農業課税取引金額計算表（試算用）〔表イ〕④ C～F 欄の内容を転記します。

➡表ロ ②欄にそれぞれ記入します。

step.2-2 業務用固定資産等の譲渡所得に係る収入金額がある場合は、収入金額と課税売上にならないものの金額を記入した上で、差額を計算します。

➡表ロ⑦～⑨欄を使用します。

step.2-3 課税売上高の合計額を計算します。

➡表ロ ⑩欄を使用します。

設例 水田農園の場合：表ロ

step.2-1

〔表ロ〕②「金額」欄に、〔表イ〕④ C 欄 24,389,800円

〔表ロ〕②「うち旧税率 6.3% 適用分」欄に、〔表イ〕④ D 欄 14,571,000円

〔表ロ〕②「うち軽減税率 6.24% 適用分」欄に、〔表イ〕④ E 欄 9,134,800円

〔表ロ〕②「うち標準税率 7.8% 適用分」欄に、〔表イ〕④ F 欄 684,000円

をそれぞれ転記します。

step.2-2

軽トラックの売却は、業務用固定資産等の譲渡に該当します。差引課税売上高は、280,000円 - 0円 = 280,000円と求められますので、〔表ロ〕⑦及び⑨「金額」欄に280,000円と記入します。また、この資産は令和元年9月に売却していますので、6.3%の税率が適用されることから、〔表ロ〕⑦及び⑨「うち旧税率 6.3% 適用分」欄に280,000円と記入します。

step.2-3

課税売上高の合計額（〔表ロ〕⑩欄）の「金額」欄は、

24,389,800円 + 280,000円 = 24,669,800円

「うち旧税率 6.3% 適用分」欄は、

14,571,000円 + 280,000円 = 14,851,000円

「うち軽減税率 6.24% 適用分」欄は、9,134,800円

「うち標準税率 7.8% 適用分」欄は、684,000円

となりますので、それぞれ記入します。

step.3 課税標準額を計算する

step.3-1

課税売上高の合計額（表口⑩欄）に 100/108 又は 100/110 を掛けて、税率の異なるごとに区分した課税取引に係る売上の合計金額を計算し、付表 1-1 及び 1-2 ①-1 欄に転記します。

税率6.3% 適用分	課税売上高 (税込み)	$\times \frac{100}{108}$	=	課税 標準額
税率6.24% 適用分	課税売上高 (税込み)	$\times \frac{100}{108}$	=	課税 標準額
税率7.8% 適用分	課税売上高 (税込み)	$\times \frac{100}{110}$	=	課税 標準額

step.3-2

step.3-1 の計算結果（表口⑪～⑬欄）の 1,000 円未満の端数を切り捨て、付表 1-1 及び 1-2 ①欄に転記します。

設例 水田農園の場合：表口

step.3-1

〔表口〕⑪欄は、 $14,851,000円 \times \frac{100}{108} = 13,750,925円$ （付表 1-2 ①-1 C 欄、X 欄及び付表 1-1 ①-1 X 欄に記入）

〔表口〕⑫欄は、 $9,134,800円 \times \frac{100}{108} = 8,458,148円$ （付表 1-1 ①-1 D 欄に記入）

〔表口〕⑬欄は、 $684,000円 \times \frac{100}{110} = 621,818円$ （付表 1-1 ①-1 E 欄に記入）

合計は、 $13,750,925円 + 8,458,148円 + 621,818円$
 $= 22,830,891円$ （付表 1-1 ①-1 F 欄に記入）

とそれぞれ求められます。

step.3-2

step.3-1 で求めた金額の 1,000 円未満の端数を切り捨て、付表 1-1 及び 1-2 ①欄に転記します。

$13,750,925円 \rightarrow 13,750,000円$

（付表 1-2 ①C 欄、X 欄及び付表 1-1 ①X 欄に転記）

$8,458,148円 \rightarrow 8,458,000円$ （付表 1-1 ①D 欄に転記）

$621,818円 \rightarrow 621,000円$ （付表 1-1 ①E 欄に転記）

課税標準額の合計額は、

$13,750,000円 + 8,458,000円 + 621,000円$
 $= 22,829,000円$ （付表 1-1 ①F 欄に記入）

と求められます。

水田農園の課税売上高計算表は、右ページのとおりです。

課税売上高計算表

(令和 元 年分)

(1) 事業所得に係る課税売上高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
営業等課税売上高	①	表イ-1の①C欄の金額 円	表イ-1の①D欄の金額 円	表イ-1の①E欄の金額 円	表イ-1の①F欄の金額 円
農業課税売上高	②	24,389,800	14,571,000	9,134,800	684,000

step.2-1

(2) 不動産所得に係る課税売上高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
課税売上高	③	表イ-3の③C欄の金額	表イ-3の③D欄の金額	表イ-3の③E欄の金額	表イ-3の③F欄の金額

(3) () 所得に係る課税売上高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
損益計算書の収入金額	④				
④のうち、課税売上げにならないもの	⑤				
差引課税売上高 (④-⑤)	⑥				

(4) 業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑦	280,000	280,000		
⑦のうち、課税売上げにならないもの	⑧				
差引課税売上高 (⑦-⑧)	⑨	280,000	280,000		

step.2-2

(5) 課税売上高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩	24,669,800	14,851,000	9,134,800	684,000
--	---	------------	------------	-----------	---------

step.2-3

(6) 課税資産の譲渡等の対価の額の計算	
$14,851,000$ 円 $\times 100/108$ 税抜経理方式によっている場合、⑩旧税率6.3%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑪ (1円未満の端数切捨て) 円 (一般用)付表1-2の①-1C欄へ (簡易課税用)付表4-2の①-1C欄へ 13,750,925
$9,134,800$ 円 $\times 100/108$ 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑫ (1円未満の端数切捨て) 円 (一般用)付表1-1の①-1D欄へ (簡易課税用)付表4-1の①-1D欄へ 8,458,148
$684,000$ 円 $\times 100/110$ 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑬ (1円未満の端数切捨て) 円 (一般用)付表1-1の①-1E欄へ (簡易課税用)付表4-1の①-1E欄へ 621,818

step.3-1

※ 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

step.4 消費税額を計算する

付表 1-1 及び 1-2 ①課税標準額に、消費税率（国税）の税率（6.3%、6.24%又は7.8%）を掛けて消費税額を計算し、その計算結果を付表 1-1 及び 1-2 ②欄に記入します。

税率6.3% 適用分	課税 標準額 × 6.3% =消費税額
税率6.24% 適用分	課税 標準額 × 6.24% =消費税額
税率7.8% 適用分	課税 標準額 × 7.8% =消費税額

設例 水田農園の場合

step.4

消費税額は、次のように求められます。

税率 6.3%適用分（付表 1-2 ②C欄、X欄及び付表 1-1 ②X欄に記入）

$$13,750,000円 \times 6.3\% = 866,250円$$

税率 6.24%適用分（付表 1-1 ②D欄に記入）

$$8,458,000円 \times 6.24\% = 527,779円$$

税率 7.8%適用分（付表 1-1 ②E欄に記入）

$$621,000円 \times 7.8\% = 48,438円$$

合計（付表 1-1 ②F欄に記入）

$$866,250円 + 527,779円 + 48,438円 \\ = 1,442,467円$$

設例 水田農園の場合

ここまでの計算結果を記入した付表 1-1 及び 1-2 は次のとおりです。

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 一般

課税期間		平成31.1.1 ~令和元.12.31		氏名又は名称		水田耕作	
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)			
課税標準額 ①	円 13,750,000	円 8,458,000	円 621,000	円 22,829,000		step.3-2	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	円 13,750,925	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	円 22,830,891		step.3-1	
内訳 特定課税仕入れに係る支払対価の額	円 ①・2	※①・②欄は、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		円 ①・2			
消費税額 ②	円 866,250	円 527,779	円 48,438	円 1,442,467		step.4	

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕 一般

課税期間		平成31.1.1 ~令和元.12.31		氏名又は名称		水田耕作	
区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)			
課税標準額 ①	円 000	円 000	円 13,750,000	円 13,750,000		step.3-2	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	円 13,750,925		step.3-1	
内訳 特定課税仕入れに係る支払対価の額	※①・②欄は、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑧欄へ	円 ①・2			
消費税額 ②	※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑪欄へ	円 866,250		step.4	

step.5 課税仕入高の合計額を計算する

「課税仕入高計算表」〔表八〕（21 ページ）を使用します。

- step.5-1 農業課税取引金額計算表（試算用）〔表イ〕③ C～F 欄の内容を転記します。
→〔表八〕② 欄にそれぞれ記入します。
- step.5-2 業務用固定資産等の取得に係る課税仕入高がある場合は、取得費用等と課税仕入にならないものの金額を記入し、差額を計算します。
→〔表八〕⑦～⑨ 欄を使用します。
- step.5-3 課税仕入高の合計額を計算します。
→〔表八〕⑩ 欄を使用します。
- step.5-4 課税仕入高の合計額（〔表八〕⑩ 欄）に 6.3/108、6.24/108 又は 7.8/110 を掛けて、税率の異なるごとに区分した課税仕入に係る消費税額を計算します。
→〔表八〕⑪～⑬ 欄を使用します。

設例 水田農園の場合：表八

step.5-1

〔表八〕②「金額」欄に、〔表イ〕③ C 欄 10,677,500円

〔表八〕②「うち旧税率 6.3%適用分」欄に、〔表イ〕③ D 欄 7,477,000円

〔表八〕②「うち標準税率 7.8%適用分」欄に、〔表イ〕③ F 欄 3,260,500円

をそれぞれ転記します。

step.5-2

軽トラックの購入代金は、業務用固定資産等の取得費に該当します。

差引課税仕入高は、 $920,000円 - 0円 = 920,000円$ と求められますので、〔表八〕⑦及び⑨「金額」欄に920,000円と記入します。

また、この資産は令和元年9月に取得していますので、6.3%の税率が適用されることから、〔表八〕⑦及び⑨「うち旧税率 6.3%適用分」欄に920,000円と記入します。

step.5-3

課税仕入高の合計額（〔表八〕⑩ 欄）の「金額」欄は、 $10,677,500円 + 920,000円 = 11,597,500円$

「うち旧税率 6.3%適用分」欄は、

$7,477,000円 + 920,000円 = 8,337,000円$

「うち標準税率 7.8%適用分」欄は、3,260,500円

となりますので、それぞれ記入します。

step.5-4

〔表八〕⑪ 欄は、 $8,337,000円 \times \frac{6.3}{108} = 486,325円$

〔表八〕⑬ 欄は、 $3,260,500円 \times \frac{7.8}{110} = 231,199円$

とそれぞれ求められます。

表八

課税仕入高計算表

(令和 元 年分)

(1) 事業所得に係る課税仕入高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
営業等課税仕入高	①	表イ-1の⑩C欄の金額 円	表イ-1の⑩D欄の金額 円	表イ-1の⑩E欄の金額 円	表イ-1の⑩F欄の金額 円
農業課税仕入高	②	10,677,500	7,417,000		3,260,500

step.5-1

(2) 不動産所得に係る課税仕入高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
課税仕入高	③	表イ-3の⑩C欄の金額	表イ-3の⑩D欄の金額	表イ-3の⑩E欄の金額	表イ-3の⑩F欄の金額

(3) () 所得に係る課税仕入高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	④				
④のうち、課税仕入れにならないもの	⑤				
差引課税仕入高 (④-⑤)	⑥				

(4) 業務用資産の取得に係る課税仕入高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
業務用固定資産等の取得費	⑦	920,000	920,000		
⑦のうち、課税仕入れにならないもの	⑧				
差引課税仕入高 (⑦-⑧)	⑨	920,000	920,000		

step.5-2

(5) 課税仕入高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩	11,597,500	8,337,000	付表2-2の⑩C欄へ	付表2-1の⑩D欄へ	付表2-1の⑩E欄へ	3,260,500
--	---	------------	-----------	------------	------------	------------	-----------

step.5-3

(6) 課税仕入れに係る消費税額の計算	
$8,337,000$ 円 $\times 6.3/108$ <small>税抜経理方式によっている場合、⑩旧税率6.3%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。</small>	⑪ (1円未満の端数切捨て) 付表2-2の⑩C欄へ 486,325
$\quad\quad\quad$ 円 $\times 6.24/108$ <small>税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。</small>	⑫ (1円未満の端数切捨て) 付表2-1の⑩D欄へ
$3,260,500$ 円 $\times 7.8/110$ <small>税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。</small>	⑬ (1円未満の端数切捨て) 付表2-1の⑩E欄へ 231,199

step.5-4

※ 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

step.6 から step.16 までの計算には、「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」〔付表 2-1 及び 2-2〕(26、27 ページ) を使用します。

step.6 課税資産の譲渡等の対価の額を計算する

step.6-1 付表 2-1 及び 2-2 に、課税売上額、免税売上額、非課税資産の輸出等の金額等を記入します。

➡付表 2-1 ①～③欄及び 2-2 ①欄に記入します。

step.6-2 課税資産の譲渡等の対価の額を計算します(付表 2-1 ①～③欄の合計)。

➡付表 2-1 ④F 欄及び 2-2 ④X 欄を使用します。

step.7 資産の譲渡等の対価の額を計算する

step.7-1 課税資産の譲渡等の対価の額(step.6-2)、〔表イ〕④B「Aのうち課税売上にならないもの」欄の金額のうち非課税売上額を記入します。

(注) 設問では〔表イ〕④B 欄に、8,000,000 円と記載されていますが、その内訳は交付金、共済金なので、非課税売上ではなく「不課税」となります。

➡付表 2-1 ⑤、⑥欄に記入します。

step.7-2 資産の譲渡等の対価の額を計算します(付表 2-1 ⑤、⑥欄の合計)。

➡付表 2-1 及び 2-2 ⑦欄を使用します。

step.8 課税売上割合を計算する

課税資産の譲渡等の対価の額(課税売上高)(step.6-2)を資産の譲渡等の対価の額(総売上高)(step.7-2)で割ります。

(注) 課税売上割合の端数処理は原則として行いませんが、任意の位で切り捨てることも認められます。

➡付表 2-1 及び 2-2 ⑧欄を使用します。

step.9 課税仕入に係る消費税額を計算する

課税仕入に係る支払対価の額(税込み)に〔表ハ〕で計算した課税仕入高の合計(〔表ハ〕⑩欄)を、課税仕入に係る消費税額に〔表ハ〕⑪～⑬欄をそれぞれ記入します。

➡付表 2-1 及び 2-2 ⑨、⑩欄に記入します。

設例 水田農園の場合

step.6-1

付表 2-2 ①C 欄、X 欄及び

付表 2-1 ①X 欄に、〔表ロ〕⑪欄 13,750,925円

付表 2-1 ①D 欄に、〔表ロ〕⑫欄 8,458,148円

付表 2-1 ①E 欄に、〔表ロ〕⑬欄 627,878円

をそれぞれ転記し、

付表 2-1 ①F 欄に、各欄の合計額 22,830,891円

を記入します。

step.6-2

課税資産の譲渡等の対価の額は、
 $22,830,891円 + 0円 + 0円 = 22,830,891円$
と求められます。

step.7-1

付表 2-1 ⑤ F 欄に、付表 2-1 ④ F 欄 $22,830,891円$
を転記します。

step.7-2

資産の譲渡等の対価の額は、
課税資産の譲渡等の対価の額 $22,830,891円 + 非課税売上額 0円 = 22,830,891円$
と求められます。

step.8

課税売上割合は、
課税資産の譲渡等の対価の額 $22,830,891円 \div$ 資産の譲渡等の対価の額 $22,830,891円$
 $\div 100\%$
と求められます。

step.9

付表 2-2 ⑨ C 欄、X 欄及び付表 2-1 ⑨ X 欄に、〔表八〕 ⑩
「うち旧税率 6.3% 適用分」欄 $8,337,000円$
付表 2-1 ⑨ E 欄に、〔表八〕 ⑩
「うち標準税率 7.8% 適用分」欄 $3,260,500円$
付表 2-2 ⑩ C 欄、X 欄及び付表 2-1 ⑩ X 欄に、
〔表八〕 ⑪ 欄 $486,325円$
付表 2-1 ⑩ E 欄に、〔表八〕 ⑬ 欄 $237,199円$
をそれぞれ転記し、
付表 2-1 ⑨ F 欄に、〔表八〕 ⑩ 欄の
合計額 $11,597,500円$
付表 2-1 ⑩ F 欄に、〔表八〕 ⑪～⑬ 欄の
合計額 $717,524円$
をそれぞれ記入します。

step.10 特定課税仕入に係る消費税額を計算する

課税売上割合 (step.8) が 95%未滿で、特定課税仕入がある (事業者向け電気通信利用役務の提供又は特定役務の提供を受けた) 方のみ計算が必要です。

step.11 課税貨物に係る消費税額を記入する

保税地域から引き取った課税貨物に課された消費税額※、又は課されるべき消費税額※がある場合に記入します。

※地方消費税の額を除きます。

step.12 納税義務の免除を受けない、又は受けることとなった場合の、消費税額の調整額を計算する

AまたはBに該当する場合は、棚卸資産について所要の消費税額の調整をすることになります。

A 平成30年分は免税事業者だったが、令和元年分から課税事業者となった場合

B 令和元年分は課税事業者であるが、令和2年分から免税事業者となる場合

step.13 課税仕入等の税額の合計額を計算する

課税仕入に係る消費税額 (step.9)、特定課税仕入に係る消費税額 (step.10)、課税貨物に係る消費税額 (step.11)、消費税の調整額 (step.12) の合計額を計算します。

→付表 2-1 及び 2-2 ⑮欄を使用します。

step.14 控除対象仕入税額を計算する

→付表 2-1 及び 2-2 ⑯～⑳欄を使用します。

A 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合 (step.8) が95%以上の場合は、課税仕入等の税額の合計額を全額控除します。

課税仕入に係る消費税額の全額を控除します。

$$\text{課税仕入等の税額の合計額} = \text{控除対象仕入税額}$$

B 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合 (step.8) が95%未満の場合は、次のいずれかの方式で計算します。

<個別対応方式>

課税仕入に係る消費税額を、①課税売上 (免税売上を含む) にのみ対応するもの、②非課税売上にのみ対応するもの、③どちらにも共通して対応するものの、3つに区分して計算する方法です。

$$\text{課税仕入の税額の合計額のうち課税売上にのみ対応するもの} + \left(\text{課税仕入の税額の合計額のうち課税売上と非課税売上に共通して対応するもの} \times \text{課税売上割合} \right) = \text{控除対象仕入税額}$$

<一括比例配分方式>

課税仕入に係る消費税額に、課税売上割合を掛けて、仕入控除税額を計算する方法です。

$$\text{課税仕入等の税額の合計額} \times \text{課税売上割合} = \text{控除対象仕入税額}$$

※ 一括比例配分方式を採用している事業者は、この方法を2年間以上継続適用した後でなければ、個別対応方式に変更できません。

設例 水田農園の場合

step.13

課税仕入等の税額の合計額は、次のように求められます。

税率 6.3%適用分

$$486,325円 + 0円 + 0円 + 0円 = 486,325円$$

(付表 2-2 ⑮ C 欄、X 欄及び付表 2-1 ⑮ X 欄に記入)

税率 6.24%適用分

(該当なし)

税率 7.8%適用分

$$231,199円 + 0円 + 0円 + 0円 = 231,199円$$

(付表 2-1 ⑮ E 欄に記入)

合計 $486,325円 + 231,199円 = 717,524円$ (付表 2-1 ⑮ F 欄に記入)

step.14

課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上 (step.8 100%) なので、課税仕入等の税額の合計額を、全額控除します。

step.15 控除税額を調整する

調整対象固定資産※を有する事業者は、控除税額の調整が必要となる場合があります。

※ 調整対象固定資産とは

調整対象固定資産とは、建物（附属設備を含む）、機械装置、車両運搬具、工具、備品等の資産で、一取引単位についての購入価額（税抜き）が100万円以上のものをいいます。詳しくは、所轄の税務署にお尋ねください。

step.16 差引控除対象仕入税額を計算する

→付表 2-1 及び 2-2 ㉓欄を使用します。

控除対象仕入税額 (step.14) と、控除税額の調整額 (step.15) の差額を計算します。

差額がプラス (正の値) の場合は、控除対象仕入税額 (付表 2-1 及び 2-2 ㉓欄) です。計算結果を付表 1-1 及び 1-2 ④欄に転記します。

差額がマイナス (負の値) の場合は、step.17 に進んでください。

step.17 控除過大調整税額を計算する

step.16 の計算結果がマイナス (負の値) の場合に、その計算結果を付表 2-1 及び 2-2 ㉔欄に記入します。

令和元年分の課税期間中に、過去に控除した貸倒債権の一部、又は全部を回収した場合は、適用税率ごとに、回収した貸倒債権に含まれる消費税額を計算します。この計算結果を付表 2-1 及び 2-2 ㉔欄に記入します。

設例 水田農園の場合：付表 2-1

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表は以下のとおりです。

第4-(2)号様式 付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表		一般				
課税期間		平成31年1月1日～令和元12月31日		氏名又は名称		
		水田耕作				
項目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税売上額(税抜き)	①	13,750,925	8,458,148	621,818	22,830,891	step.6-1
免税売上額	②					
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③					
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				22,830,891	step.6-2
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				22,830,891	step.7-1
非課税売上額	⑥					step.7-2
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				22,830,891	
課税売上割合(④/⑦)	⑧				[100%]	step.8
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	8,337,000		3,260,500	11,597,500	step.9
課税仕入れに係る消費税額	⑩	486,325		231,199	777,524	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪					step.10
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫					
課税貨物に係る消費税額	⑬					step.11
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭					step.12
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮	486,325		231,199	777,524	step.13
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯	486,325		231,199	777,524	step.14-A
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 の税額調整	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰				step.14-B
	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱				
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 〔⑰+(⑱×④/⑦)〕	⑲				
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額(⑲×④/⑦)	⑳					step.15-A
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑					
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒					step.15-B
控除対象仕入税額 〔(⑯、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒〕がプラスの時	㉓	486,325		231,199	777,524	step.16
控除過大調整税額 〔(⑯、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒〕がマイナスの時	㉔					step.17
貸倒回収に係る消費税額	㉕					

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
3 ⑨及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

設例 水田農園の場合：付表 2-2

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕は以下のとおりです。

第4-(6)号様式 付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕		一般				
課税期間 平成31.1.1～令和元12.31		氏名又は名称		水田耕作		
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)	
課税売上額(税抜き) ①				13,750,925	13,750,925	step.6-1
免税売上額 ②						
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額 ③						
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④					22,830,891	step.6-2
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤						step.7-2
非課税売上額 ⑥						
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦					22,830,891	
課税売上割合(④/⑦) ⑧					[100%]	step.8
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑨				8,337,000	8,337,000	step.9
課税仕入れに係る消費税額 ⑩				486,325	486,325	step.10
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑪						
特定課税仕入れに係る消費税額 ⑫						step.11
課税貨物に係る消費税額 ⑬						
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額 ⑭						step.12
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑭) ⑮				486,325	486,325	step.13
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額) ⑯				486,325	486,325	step.14-A
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 の調整(加算又は減算)額 ⑰	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑰					step.14-B
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの ⑱					
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 〔⑰+(⑱×④/⑦)〕 ⑲					
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額(⑰×④/⑦) ⑳						step.15-A
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額 ㉑						
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ㉒						step.15-B
控除対象仕入税額 〔(⑰、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒〕がプラスの時 ㉓				486,325	486,325	step.16
控除超過大調整税額 〔(⑰、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒〕がマイナスの時 ㉔						
貸倒回収に係る消費税額 ㉕						step.17

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
3 ①、②及び③のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。
4 ⑨及び⑪欄には、値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。(R1.10.1以後終了課税期間用)

step.18 返還等対価に係る税額を計算する

課税売上について、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをした場合は、適用税率ごとに、その返品等に係る消費税額を計算し、付表 1-1 及び 1-2 ⑤-1、⑤欄に記入します。
なお、課税売上に係る返品、値引き等の金額を、売上金額から直接減額する経理処理を行っている場合には、この計算は必要ありません。

step.19 貸倒れに係る税額を計算する

課税売上に係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、課税標準額に対する消費税額から、貸倒れとなった売掛金等（貸倒債権）に含まれる消費税額を控除します。この計算結果を付表 1-1 及び 1-2 ⑥欄に記入します。

step.20 控除税額小計を計算する

適用税率ごとに、控除対象仕入税額、返還等対価に係る税額及び貸倒れに係る税額（付表 1-1 及び 1-2 ④、⑤及び⑥）を合計し、控除税額小計を計算します。その計算結果を付表 1-1 及び 1-2 ⑦欄に記入します。

$$\text{④控除対象仕入税額} + \text{⑤返還等対価に係る税額} + \text{⑥貸倒れに係る税額} = \text{⑦控除税額小計}$$

設例 水田農園の場合

控除税額小計は、次のように求められます。

税率 6.3%適用分（付表 1-2 ⑦C 欄、X 欄及び付表 1-1 ⑦X 欄に記入）

$$486,325\text{円} + 0\text{円} + 0\text{円} = 486,325\text{円}$$

税率 6.24%適用分（付表 1-1 ⑦D 欄に記入）

（該当なし）

税率 7.8%適用分（付表 1-1 ⑦E 欄に記入）

$$231,199\text{円} + 0\text{円} + 0\text{円} = 231,199\text{円}$$

合計（付表 1-1 ⑦F 欄に記入）

$$486,325\text{円} + 231,199\text{円} = 717,524\text{円}$$

step.21 差引税額又は控除不足還付税額を計算する

適用税率ごとに、課税売上に係る消費税額（消費税額と控除過大調整税額の合計額）から、控除税額小計を差し引いて差引税額を計算し、計算結果を付表 1-1 及び 1-2 ⑨欄に記入します。

$$\text{②消費税額} + \text{③控除過大調整税額} - \text{⑦控除税額小計} = \text{⑨差引税額}$$

上記計算式の計算結果がマイナス（負の値）の場合、還付申告となります。この場合、次の計算式で控除不足還付税額を計算し、計算結果を付表 1-1 及び 1-2 ⑩欄に記入します。

$$\text{⑦控除税額小計} - \text{②消費税額} - \text{③控除過大調整税額} = \text{⑩控除不足還付税額}$$

付表 1-1 ⑨F 欄の金額から⑩F 欄の金額を差し引いて合計差引税額を計算し、⑩F 欄に記入します。

設例 水田農園の場合

差引税額は、次のように求められます。

税率 6.3%適用分 (付表 1-2 ㊸C欄、X欄及び付表 1-1 ㊸X欄に記入)

$$866,250円 + 0円 - 486,325円 = 379,925円$$

税率 6.24%適用分 (付表 1-1 ㊸D欄に記入)

$$527,779円 + 0円 - 0円 = 527,779円$$

税率 7.8%適用分 (付表 1-1 ㊸E欄に記入)

$$231,199円 - 48,438円 - 0円 = 182,761円$$

合計 (付表 1-1 ㊸、㊸F欄に記入)

$$\textcircled{8} = 182,761円$$

$$\textcircled{9} = 379,925円 + 527,779円 = 907,704円$$

$$\textcircled{10} \text{合計差引税額は、} 907,704円 - 182,761円 = 724,943円 \text{と求められます。}$$

地方消費税の税額計算

step.22 地方消費税の課税標準となる消費税額を計算する

付表 1-1 及び 1-2 ⑨欄に記入がある場合は、⑨差引税額を付表 1-1 及び 1-2 ⑫欄に転記します。付表 1-1 及び 1-2 ⑧欄に記入がある場合は、⑧控除不足還付税額を付表 1-1 及び 1-2 ⑪欄に転記します。

※ 税率 6.24% 及び 7.8% 適用分については、地方消費税率が同じであることから、付表 1-1 ⑨又は⑧D及びE欄の合計額を付表 1-1 ⑫又は⑪E欄に記入します。

付表 1-1 及び 1-2 ⑫欄の金額から⑪欄の金額を差し引いて、合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額を計算し、付表 1-1 及び 1-2 ⑬欄に記入します。

設例 水田農園の場合

合計地方消費税の課税標準額となる消費税額は、
(379,925円 - 0円) + (527,779円 - 182,767円) = 724,943円と求められます。

step.23 譲渡割額（納税額）又は譲渡割額（還付額）を計算する

次の計算式により計算し、計算結果を付表 1-1 及び 1-2 ⑭又は⑮欄に記入します。また、付表 1-1 ⑮F欄の金額から⑭F欄の金額を差し引いて、合計差引譲渡割額を計算し、⑯F欄に記入します。

税率6.3%
適用分

地方消費税の課税標準となる消費税額
(①控除不足還付税額又は②差引税額) $\times \frac{17}{63} =$ 譲渡割額
(⑭還付額又は⑮納税額)

税率6.24%、7.8%
適用分

地方消費税の課税標準となる消費税額
(①控除不足還付税額又は②差引税額) $\times \frac{22}{78} =$ 譲渡割額
(⑭還付額又は⑮納税額)

設例 水田農園の場合

譲渡割額（納税額）は、次のように求められます。

税率 6.3%適用分（付表 1-2 ⑮C欄、X欄及び付表 1-1 ⑮X欄に記入）

$$379,925円 \times \frac{17}{63} = 102,519円$$

税率 6.24%、7.8%適用分（付表 1-1 ⑭、⑮E欄に記入）

$$\textcircled{14} = 182,767円 \times \frac{22}{78} = 51,547円$$

$$\textcircled{15} = 527,779円 \times \frac{22}{78} = 148,860円$$

合計（付表 1-1 ⑭、⑮F欄に記入）

$$\textcircled{14} = 51,547円$$

$$\textcircled{15} = 102,519円 + 148,860円 = 251,379円$$

⑯合計差引譲渡割額は、

$$251,379円 - 51,547円 = 199,832円と求められます。$$

設例 水田農園の場合：付表 1-1

ここまでの計算結果を記入した付表 1-1 は、以下のとおりです。

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31		氏名又は名称		水田耕作	
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)			
課税標準額 ①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 13,750,000	(付表1-2の①-1X欄の金額) 円 8,458,000	(付表1-2の①-2X欄の金額) 円 621,000	※第二表の①欄へ 22,829,000			step.3-2
① 課税資産の譲渡等の対価の額 の ①・1	(付表1-2の①-1X欄の金額) 13,750,925	※第二表の⑤欄へ 8,458,148	※第二表の⑥欄へ 621,818	※第二表の⑦欄へ 22,830,891			step.3-1
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額 の ①・2	(付表1-2の①-2X欄の金額) 866,250	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 527,779	※第二表の⑥欄へ 48,438	※第二表の⑧欄へ 1,442,467			step.4
消費税額 ②	(付表1-2の②X欄の金額) 866,250	(付表2-1の②・⑤D欄の合計金額) 527,779	(付表2-1の②・⑤E欄の合計金額) 48,438	※第一表の③欄へ 1,442,467			step.17
控除過大調整税額 ③	(付表1-2の③X欄の金額) 486,325	(付表2-1の③D欄の金額) 231,199	(付表2-1の③E欄の金額) 717,524	※第一表の④欄へ 717,524			step.16
控除 控除対象仕入税額 ④	(付表1-2の④X欄の金額) 486,325			※第二表の⑩欄へ 717,524			step.18
返還等対価に係る税額 ⑤	(付表1-2の⑤-1X欄の金額) 517,250			※第二表の⑩欄へ 517,250			step.19
⑤ 売上げの返還等対価に係る税額 の ⑤・1	(付表1-2の⑤-1X欄の金額) 517,250			※第二表の⑩欄へ 517,250			step.18
内 特定課税仕入れに係る税額 の ⑤・2	(付表1-2の⑤-2X欄の金額) 517,250	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 517,250		※第二表の⑩欄へ 517,250			step.19
貸倒れに係る税額 ⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額) 486,325			※第一表の⑥欄へ 486,325			step.19
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額) 486,325		231,199	※第一表の⑦欄へ 717,524			step.20
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額) 182,761	※⑩E欄へ 182,761	※⑩E欄へ 182,761	182,761			step.21
差引税額 (②+③-⑦) ⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額) 379,925	※⑩E欄へ 527,779	※⑩E欄へ 907,704	907,704			step.21
合計差引税額 (⑨-⑧) ⑩	(付表1-2の⑩X欄の金額) 724,943			※マイナスの場合は第一表の⑨欄へ 724,943 ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ			step.22
地方消費税の課税標準となる消費税額 ⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額) 182,761		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額) 182,761	182,761			step.22
差引税額 ⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額) 379,925		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額) 527,779	907,704			step.22
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) ⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額) 379,925		※第二表の⑫欄へ 345,018	※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ 724,943 ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ 724,943			step.23
譲渡 還付額 ⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額) 51,547		(⑩E欄×22/78) 51,547	51,547			step.23
割 納税額 ⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額) 102,519		(⑩E欄×22/78) 148,860	251,379			step.23
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭) ⑯	(付表1-2の⑯X欄の金額) 199,832			199,832			step.23

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

設例 水田農園の場合：付表 1-2

ここまでの計算結果を記入した付表 1-2 は、以下のとおりです。

第4-(5)号様式		課税期間 平成31.1.1 ~ 令和元.12.31		氏名又は名称 水田耕作	
付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕		一般			
区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
課税標準額 ①	000	000	13,750,000	13,750,000	
課税資産の譲渡等の対価の額 ①	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	※付表1-1の①-X欄へ	
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ①	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表1-1の①-1X欄へ	
消費税額 ②	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑪欄へ	866,250	866,250	
控除過大調整税額 ③	(付表2-2の⑭・⑮A欄の合計金額)	(付表2-2の⑭・⑮B欄の合計金額)	(付表2-2の⑭・⑮C欄の合計金額)	※付表1-1の③X欄へ	
控除対象仕入税額 ④	(付表2-2の⑮A欄の金額)	(付表2-2の⑮B欄の金額)	(付表2-2の⑮C欄の金額)	※付表1-1の④X欄へ	
返還等対価に係る税額 ⑤			486,325	486,325	
売上げの返還等対価に係る税額 ⑤				※付表1-1の⑤-1X欄へ	
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 ⑤	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表1-1の⑤-2X欄へ	
貸倒れに係る税額 ⑥				※付表1-1の⑥X欄へ	
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦			486,325	486,325	
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧		※⑩B欄へ	※⑩C欄へ	※付表1-1の⑧X欄へ	
差引税額 (②+③-⑦) ⑨		※⑪B欄へ	※⑪C欄へ	※付表1-1の⑨X欄へ	
合計差引税額 (⑨-⑧) ⑩			379,925	379,925	
控除不足還付税額 ⑪		(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表1-1の⑪X欄へ	
差引税額 ⑫		(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額)	※付表1-1の⑫X欄へ	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) ⑬		※第二表の⑫欄へ	※第二表の⑬欄へ	※付表1-1の⑬X欄へ	
譲渡還付額 ⑭		(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表1-1の⑭X欄へ	
割納税額 ⑮		(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表1-1の⑮X欄へ	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭) ⑯			102,519	102,519	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

申告書（第一表及び第二表）の記入

◎ これまでに作成した申告書付表から消費税確定申告書（第一表・第二表）に転記します。

step.24 申告書第二表を記入する

付表 1-1 及び 1-2 から、次のとおり申告書第二表に必要な事項を転記します。

申告書第二表の記載項目		転記元項目等	
課税標準額		①	付表 1-1 の① F 欄の金額
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3% 適用分	②	付表 1-2 の①-1 A 欄の金額
	4% 適用分	③	付表 1-2 の①-1 B 欄の金額
	6.3% 適用分	④	付表 1-2 の①-1 C 欄の金額
	6.24% 適用分	⑤	付表 1-1 の①-1 D 欄の金額
	7.8% 適用分	⑥	付表 1-1 の①-1 E 欄の金額
		⑦	付表 1-1 の①-1 F 欄の金額
特定課税仕入に係る支払対価の額の合計額	6.3% 適用分	⑧	付表 1-2 の①-2 C 欄の金額
	7.8% 適用分	⑨	付表 1-1 の①-2 E 欄の金額
		⑩	付表 1-1 の①-2 F 欄の金額
消費税額		⑪	付表 1-1 の② F 欄の金額
⑪の内訳	3% 適用分	⑫	付表 1-2 の② A 欄の金額
	4% 適用分	⑬	付表 1-2 の② B 欄の金額
	6.3% 適用分	⑭	付表 1-2 の② C 欄の金額
	6.24% 適用分	⑮	付表 1-1 の② D 欄の金額
	7.8% 適用分	⑯	付表 1-1 の② E 欄の金額
返還等対価に係る税額		⑰	付表 1-1 の⑤ F 欄の金額
⑰の内訳	売上の返還等対価に係る税額	⑱	付表 1-1 の⑤-1 F 欄の金額
	特定課税仕入の返還等対価に係る税額	⑲	付表 1-1 の⑤-2 F 欄の金額
地方消費税の課税標準となる消費税額		⑳	付表 1-1 の⑬ F 欄の金額
	4% 適用分	㉑	付表 1-2 の⑬ B 欄の金額
	6.3% 適用分	㉒	付表 1-2 の⑬ C 欄の金額
	6.24% 及び 7.8% 適用分	㉓	付表 1-1 の⑬ E 欄の金額

step.25 申告書第一表を記入する

申告書第二表、付表 1-1 及び 2-1 から、次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書第一表の記載項目		転記元項目等	
課税標準額	①	申告書第二表の①欄の金額	
消費税額	②	申告書第二表の⑩欄の金額	
控除過大調整税額	③	付表 1-1 の③ F 欄の金額	
控除税額	控除対象仕入税額	④	付表 1-1 の④ F 欄の金額
	返還等対価に係る税額	⑤	申告書第二表の⑰欄の金額
	貸倒れに係る税額	⑥	付表 1-1 の⑥ F 欄の金額
	控除税額小計	⑦	付表 1-1 の⑦ F 欄の金額
控除不足還付税額	⑧	付表 1-1 の⑩ F 欄の金額（マイナスの場合）	
差引税額（100 円未満切捨て）	⑨	付表 1-1 の⑩ F 欄の金額（プラスの場合）	
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	付表 2-1 の④ F 欄の金額
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	付表 2-1 の⑦ F 欄の金額

※⑨欄の差引税額が 48 万円超の場合は、令和 2 年分の中間申告・納付が必要となります。

step.26 申告書第一表⑩中間納付税額を記入する（令和元年分の中間申告を行った事業者の方）

step.27 申告書第一表⑪納付税額を計算する

$$\text{⑨差引税額} - \text{⑩中間納付税額} = \text{⑪納付税額}$$

step.28 申告書第一表⑫中間納付還付税額を計算する

⑩中間納付税額が⑨差引税額を上回る場合、その差額を⑫欄に記入します。

$$\text{⑩中間納付税額} - \text{⑨差引税額} = \text{⑫中間納付還付税額}$$

step.29 申告書第一表⑰欄から⑳欄までを記入する

付表 1-1 から、次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書の記載項目		転記元項目等	
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	付表 1-1 の⑬ F 欄の金額 (マイナスの場合)
	差引税額 (100 円未満切捨て)	⑱	付表 1-1 の⑬ F 欄の金額 (プラスの場合)
譲渡割額	還付額	⑲	付表 1-1 の⑯ F 欄の金額 (マイナスの場合)
	納税額 (100 円未満切捨て)	⑳	付表 1-1 の⑯ F 欄の金額 (プラスの場合)

step.30 申告書第一表㉑中間納付譲渡割額を記入する (令和元年分の間申申告を行った事業者の方)

step.31 申告書第一表㉒納付譲渡割額を計算する

$$\text{㉒納税額} - \text{㉑中間納付譲渡割額} = \text{㉒納付譲渡割額}$$

step.32 申告書第一表㉓中間納付還付譲渡割額を計算する

㉑中間納付譲渡割額が㉒納税額を上回る場合、その差額を㉓欄に記入します。

$$\text{㉑中間納付譲渡割額} - \text{㉒納税額} = \text{㉓中間納付還付譲渡割額}$$

step.33 申告書第一表㉔消費税及び地方消費税の合計税額を計算する (納付又は還付)

納税する又は還付を受ける消費税及び地方消費税の合計税額を計算し、㉔欄に記入します。

なお、計算結果がマイナス (負の値) の場合には、数字の左側のマスにマイナス記号 (-) を記入してください。

$$\left(\text{㉑納付税額} + \text{㉒納付譲渡割額} \right) - \left(\text{㉑控除不足還付税額} + \text{㉒中間納付還付税額} + \text{㉓還付額} + \text{㉔中間納付還付譲渡割額} \right) = \text{㉔消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額}$$

設例 水田農園の場合

消費税及び地方消費税の合計税額は、

$$\left(\text{納付税額 } 724,900 \text{円} + \text{納付譲渡割額 } 799,800 \text{円} \right) - \left(\text{控除不足還付税額 } 0 \text{円} + \text{中間納付還付税額 } 0 \text{円} + \text{還付額 } 0 \text{円} + \text{中間納付還付譲渡割額 } 0 \text{円} \right) = 924,700 \text{円}$$

と求められます。

●消費税及び地方消費税の税額計算は、これで終了です。

消費税の申告書 第一表

この用紙はとじこまないでください。

G K 0 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	〇〇市△△町5-248 (電話番号XXXX-21-3579)
(フリガナ) 名称 又は屋号	ミズ タ ノウ エン 水田農園
個人番号 又は法人番号	! 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	ミズ タ コウ サク 水田耕作 (水田)

※ 一連番号	翌年以降送付不要
申告年月日	令和 年 月 日
申告区分	指導等 庁指定 局指定
通信日付印	確認印
個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他	身元確認
指導年月日	相談区分1 区分2 区分3
令和 年 月 日	

第一表

自 平成 37 年 7 月 7 日
至 令和 7 年 7 月 2 日 3 7 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百十万千百十円	
課税標準額	①	22829000	03
消費税額	②	1442467	06
控除過大調整税額	③		07
控除対象仕入税額	④	717524	08
返還等対価に係る税額	⑤		09
貸倒れに係る税額	⑥		10
控除税額小計	⑦	717524	
控除不足還付税額	⑧		13
差引税額	⑨	724900	15
中間納付税額	⑩		16
納付税額	⑪	724900	17
中間納付還付税額	⑫		18
この申告書が修正申告である場合	既確定税額		19
	差引納付税額		20
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	22830891	21
	資産の譲渡等の対価の額	22830891	22
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額		51
	差引税額	724900	52
譲渡割額	還付額		53
	納税額	199800	54
中間納付譲渡割額			55
納付譲渡割額	(20 - 21)	199800	56
中間納付還付譲渡割額	(21 - 20)		57
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額		58
	差引納付譲渡割額		59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額		924700	60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	31
	延払基準等の適用	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	32
	工事進行基準の適用	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	33
	現金主義会計の適用	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	個別対応方式	41
		一括比例配分方式	
課税標準額の特例以外の法	<input checked="" type="radio"/> 全額控除		
基準期間の課税売上高	18,246千円		
還付を受ける機	銀行	本店・支店	
	金庫・組合	出張所	
	農協・漁協	本所・支所	
預金口座番号			
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-		
郵便局名等			
※税務署整理欄			
税理士署名押印	(電話番号 - -)		
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有		
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有		

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

②⑥ = (① + ②) - (⑧ + ⑫ + ⑬ + ⑭)・修正申告の場合②⑥ = ⑭ + ⑮
②⑥が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

消費税の申告書 第二表

G K O 6 0 1

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号

納税地	〇〇市△△町5-248 (電話番号XXXX-21-3579)
(フリガナ) 名称又は屋号	水田農園
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名	水田耕作

軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38②	52
小売等軽減売上割合	<input type="checkbox"/>	附則39①	53

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

自 平成 37 年 7 月 7 日
至 令和 1 年 7 月 31 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
対象期間 至 令和 年 月 日

第二表
令和元年十月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	22829000	01
-------	---	----------	----

課税資産の譲渡等 の対価の 額の合計額	3%適用分	②		02
	4%適用分	③		03
	6.3%適用分	④	13750925	04
	6.24%適用分	⑤	8458148	05
	7.8%適用分	⑥	627818	06
特定課税仕入れに係る 支払対価の額の合計額 (注1)	6.3%適用分	⑧		11
	7.8%適用分	⑨		12
		⑩		13

消費税額	⑪	1442467	21	
⑪の内訳	3%適用分	⑫		22
	4%適用分	⑬		23
	6.3%適用分	⑭	866250	24
	6.24%適用分	⑮	527779	25
	7.8%適用分	⑯	48438	26

返還等対価に係る税額	⑰		31	
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	4%適用分	⑳	724943	41
	6.3%適用分	㉑	379925	42
	6.24%及び7.8%適用分	㉒	345018	43
		㉓		44

(注1) ⑧～⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉑～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

2 簡易課税による場合

消費税の税額計算

step.1 課税取引の内容を整理する

step.2 課税売上高の合計額を計算する

step.3 課税標準額を計算する

step.4 消費税額を計算する

一般課税と同様の手順となります。

なお、簡易課税では、課税標準額をもとにした消費税額の計算結果の記入を、付表4-1及び4-2の①、①-1、②欄にて行います。

step.5 貸倒回収に係る消費税額を計算する

課税売上に係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、課税標準額に対する消費税額から、貸倒れとなった売掛金等（以下「貸倒債権」といいます）に含まれる消費税額を控除します。この計算結果を付表4-1及び4-2③欄に記入します。

step.6 返還等対価に係る税額を計算する

課税売上に対して、返品を受け、又は値引き、割戻しをした場合は、適用税率ごとに、その返品、値引き等に係る消費税額を計算します。この計算結果を付表4-1及び4-2⑤欄に記入します。

なお、課税売上に係る返品、値引き等の金額を、売上金額から直接減額する経理処理を行っている場合には、この計算は必要ありません。

設例 水田農園の場合

ここまでの計算結果を記入した付表4-1、4-2は以下のとおりです。

第4-(7)号様式

付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間		平成31.1.1～令和12.31		氏名又は名称	水田耕作
区	分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額	①	000	000	13,750,000	13,750,000
課税資産の譲渡等の対価の額	①-1			13,750,925	13,750,925
	②			866,250	866,250

第4-(3)号様式

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡易

課税期間		平成31.1.1～令和12.31		氏名又は名称	水田耕作
区	分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額	①	13,750,000	8,458,000	621,000	22,829,000
課税資産の譲渡等の対価の額	①-1	13,750,925	8,458,148	621,818	22,830,891
消費税額	②	866,250	527,779	48,438	1,442,467
貸倒回収に係る消費税額	③				

step.7 控除対象仕入税額の基礎となる消費税額を計算する

控除対象仕入税額の計算には、付表 5-1 及び 5-2 (49 ~ 52 ページ) を使用します。

step.7-1

付表 4-1 及び 4-2 ②、③、⑤欄の計算結果を、次のとおり付表 5-1 及び 5-2 に転記します。

付表 4-2 ②A欄の金額 → 付表 5-2 ①A欄へ転記

付表 4-2 ②B欄の金額 → 付表 5-2 ①B欄へ転記

付表 4-2 ②C欄の金額 → 付表 5-2 ①C欄へ転記

付表 4-1 ②D欄の金額 → 付表 5-1 ①D欄へ転記

付表 4-1 ②E欄の金額 → 付表 5-1 ①E欄へ転記

付表 4-1 ②F欄の金額 → 付表 5-1 ①F欄へ転記

付表 5-2 ①A～C欄の金額の合計額を付表 5-2 ①X欄及び付表 5-1 ①X欄に記入します。

step.7-2

適用税率ごとに、付表 5-2 及び 5-1 ④欄で、次のとおり控除対象仕入税額の基礎となる消費税額を計算します。

また、付表 5-2 ④A～C欄及び付表 5-1 ④X～E欄の金額の合計額を付表 5-2 ④X欄及び付表 5-1 ④F欄に記入します。

設例 水田農園の場合

step.7-1

付表 5-2 ①C欄に、付表 4-2 ②C欄 866,250 円

付表 5-2 ①X欄及び付表 5-1 ①X欄に付表 4-2 ②X欄及び付表 4-1 ②X欄の金額
866,250 円

付表 5-1 ①D欄に、付表 4-1 ②D欄 527,779 円

付表 5-1 ①E欄に、付表 4-1 ②E欄 48,438 円をそれぞれ転記します。

step.7-2

控除対象仕入税額の基礎となる消費税額は、次のように求められます。

税率 6.3%適用分 (付表 5-2 ④C欄、X欄及び 5-1 ④X欄に記入)

$$866,250円 + 0円 - 0円 = 866,250円$$

税率 6.24%適用分 (付表 5-1 ④D欄に記入)

$$527,779円 + 0円 - 0円 = 527,779円$$

税率 7.8%適用分 (付表 5-1 ④E欄に記入)

$$48,438円 + 0円 - 0円 = 48,438円$$

合計 (付表 5-1 ④F欄に記入)

$$866,250円 + 527,779円 + 48,438円 = 1,442,467円$$

**注
意**

簡易課税制度は、第1種事業から第6種事業の各事業の課税売上に係る消費税額にみなし仕入率を掛けて、控除する税額を計算する方法です。事業区分は、原則として取引ごとに判定します。また、返品や値引き、割戻しをした金額がある場合には、事業区分ごとの課税売上高の計算上、これらの金額を差し引いた後の金額が、事業区分ごとの課税売上高になります。

■ 営む事業が1種類の場合

step.8 控除対象仕入税額を計算する

適用税率ごとに、step.7-2で計算した基礎となる消費税額に、営む事業のみなし仕入率を掛けて、控除対象仕入税額を計算します。この計算結果を付表5-1及び5-2⑤欄に記入します。

$$\text{基礎となる消費税額} \times \text{該当する事業のみなし仕入率} = \text{④控除対象仕入税額}$$

また、付表5-1及び5-2⑤欄の金額を付表4-1及び4-2④欄に転記します。

付表5-2⑤A欄の金額 → 付表4-2④A欄へ転記

付表5-2⑤B欄の金額 → 付表4-2④B欄へ転記

付表5-2⑤C欄の金額 → 付表4-2④C欄へ転記

付表5-1⑤D欄の金額 → 付表4-1④D欄へ転記

付表5-1⑤E欄の金額 → 付表4-1④E欄へ転記

付表5-1⑤F欄の金額 → 付表4-1④F欄へ転記

設例 水田農園の場合

軽減税率が適用される農業は第2種事業、軽減税率制度が実施される以前（1月1日～9月30日）の農業と軽減税率が適用されない農業は第3種事業、また、作業受託収入と軽トラックの売却による譲渡収入は第4種事業に区分されますので、水田農園は3種類の事業を営むことになります。

■ 営む事業が2種類以上の場合

step.9 事業区分ごとに、それぞれの課税売上高（税抜き）を計算する

step.9-1

適用税率ごとに、事業区分ごとの課税売上高（税込み）に 100/108 又は 100/110 を掛けて、税抜きの課税売上高を計算します。

税率6.3% 適用分	事業区分ごとの 課税売上高（税込み）	$\times \frac{100}{108}$	=	事業区分ごとの 課税売上高（税抜き）
税率6.24% 適用分	事業区分ごとの 課税売上高（税込み）	$\times \frac{100}{108}$	=	事業区分ごとの 課税売上高（税抜き）
税率7.8% 適用分	事業区分ごとの 課税売上高（税込み）	$\times \frac{100}{110}$	=	事業区分ごとの 課税売上高（税抜き）

また、これにより計算した結果の金額を付表 5-1 及び 5-2 ⑦～⑫欄に記入します。

step.9-2

適用税率ごとに、事業区分別の課税売上高（税抜き）の合計を計算します。また、付表 5-2 ⑥ A～C 欄及び付表 5-1 ⑥ X～E 欄の金額の合計額を付表 5-2 ⑥ X 欄及び付表 5-1 ⑥ F 欄に記入します。



ここがポイント!

設例 水田農園の場合

12 ページの農業課税取引金額計算表（試算用）等をもとに区分集計します。

(税込み 円)

事業区分	税率 6.3%分(～9/30)	6.24%分(10/1～)	7.8%分(10/1～)
2種		食用米 3,630,000 + イチゴ 5,400,000 + 家事消費 104,800 = 9,134,800	
3種	食用米 2,083,000 + イチゴ 11,088,000 米精算金 + 700,000 = 13,871,000		飼料米 384,000
4種	作業受託収入 700,000 + 軽トラ 280,000 = 980,000		作業受託収入 300,000

$\times 100/108$

$\times 100/108$

$\times 100/110$



(税抜き 円)

事業区分	税率 6.3%分(～9/30)	6.24%分(10/1～)	7.8%分(10/1～)
2種		= 8,458,148	
3種	= 12,843,518		= 349,090
4種	= 907,407		= 272,727

<記入・転記イメージ step.9-1、-2、10>

付表 5-2

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項 目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額	⑥			13,750,925	13,750,925
第一種事業 (卸売業)	⑦				
第二種事業 (小売業等)	⑧				
第三種事業 (製造業等)	⑨			12,843,518	12,843,518
第四種事業 (その他)	⑩			907,407	907,407
第五種事業 (サービス業等)	⑪				
第六種事業 (不動産業)	⑫				

付表 5-1

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項 目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	売上 割合
事業区分別の合計額	⑥	13,750,925	8,458,148	621,817	22,830,890	
第一種事業 (卸売業)	⑦					%
第二種事業 (小売業等)	⑧		8,458,148		8,458,148	37.0
第三種事業 (製造業等)	⑨	12,843,518		349,090	13,192,608	57.7
第四種事業 (その他)	⑩	907,407		272,727	1,180,134	5.1
第五種事業 (サービス業等)	⑪					
第六種事業 (不動産業)	⑫					

step.10 事業区分ごとに、それぞれの売上割合を計算する

step.9 の計算結果を基に、事業区分ごとの売上割合を計算します。

$$\frac{\text{事業区分ごとの課税売上高（税抜き）}}{\text{課税売上高（税抜き）の合計額}} \times 100 = \text{事業区分ごとの売上割合}$$

→付表 5-1 ⑦～⑩欄の売上割合の欄を記入します。

設例 水田農園の場合

事業区分ごとの売上割合は、次のように求められます（小数点第2位以下を切り捨て）。

【第2種事業】

$$8,458,148 \text{円} \div 22,830,890 \text{円} \times 100 \doteq 37.0\%$$

【第3種事業】

$$13,192,608 \text{円} \div 22,830,890 \text{円} \times 100 \doteq 57.7\%$$

【第4種事業】

$$1,180,134 \text{円} \div 22,830,890 \text{円} \times 100 \doteq 5.1\%$$

step.11 事業区分ごとに、それぞれの消費税額を計算する

step.11-1

適用税率ごとに、事業区分ごとの消費税額を計算します。

税率6.3% 適用分	事業区分ごとの 課税売上高（税込み）	$\times \frac{6.3}{108}$	=	事業区分ごとの 消費税額
税率6.24% 適用分	事業区分ごとの 課税売上高（税込み）	$\times \frac{6.24}{108}$	=	事業区分ごとの 消費税額
税率7.8% 適用分	事業区分ごとの 課税売上高（税込み）	$\times \frac{7.8}{110}$	=	事業区分ごとの 消費税額

また、これにより計算した結果の金額を付表 5-1 及び 5-2 ⑭～⑰欄に記入します。

step.11-2

適用税率ごとに、事業区分別の課税売上高に係る消費税額の合計を計算します。また、付表 5-2 ⑬ A～C 欄及び付表 5-1 ⑬ X～E 欄の金額の合計額を付表 5-2 ⑬ X 欄及び付表 5-1 ⑬ F 欄に記入します。



ここがポイント!

設例 水田農園の場合

適用税率ごと事業区分ごとの税込み課税売上高は、step.9 で集計済みです。

(課税売上高税込み 円)

事業区分	税率 6.3%分(～9/30)	6.24%分(10/1～)	7.8%分(10/1～)
2種		=9,134,800	
3種	=13,871,000		=384,000
4種	=980,000		=300,000



×6.3/108

×6.24/108

×7.8/110

(消費税額 円)

事業区分	税率 6.3%分(～9/30)	6.24%分(10/1～)	7.8%分(10/1～)
2種		=527,788	
3種	=809,141		=27,229
4種	=57,166		=21,272

<記入・転記イメージ step.11-1、-2 >

付表 5-2

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額	⑬			866,307	866,307
第一種事業 (卸売業)	⑭				
第二種事業 (小売業等)	⑮				
第三種事業 (製造業等)	⑯			809,141	809,141
第四種事業 (その他)	⑰			57,166	57,166
第五種事業 (サービス業等)	⑱				
第六種事業 (不動産業)	⑲				

付表 5-1

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
事業区分別の合計額	⑬	866,307	527,788	48,507	1,442,596
第一種事業 (卸売業)	⑭				
第二種事業 (小売業等)	⑮		527,788		527,788
第三種事業 (製造業等)	⑯	809,141		27,229	836,370
第四種事業 (その他)	⑰	57,166		21,272	78,438
第五種事業 (サービス業等)	⑱				
第六種事業 (不動産業)	⑲				

step.12 控除対象仕入税額を計算する方法を選択する

2種類以上の事業を営む場合は、次ページに示す **A** から **D** のいずれかの方法で、適用税率ごとに控除対象仕入税額を計算します。

なお、**A** から **C** の計算方法のうち、複数の計算方法を用いることができる方は、いずれかの控除額が大きい計算方法を選択できます。

ただし、適用税率ごとに異なる計算方法を選択することはできません。

A 原則

$$\text{付表5-1及び5-2④基礎となる消費税} \times \frac{\text{⑭第1種事業の消費税額} + \text{⑮第2種事業の消費税額} + \text{⑯第3種事業の消費税額} + \text{⑰第4種事業の消費税額} + \text{⑱第5種事業の消費税額} + \text{㉑第6種事業の消費税額}}{\text{⑲事業区分別の消費税額の合計額}} = \text{⑳控除対象仕入税額}$$

➡付表 5-1 及び 5-2 ㉑欄を使用します。

簡便法

次の A 及び B のいずれにも該当しない場合は、次の算式により計算しても差し支えありません。

A 貸倒回収額がある場合

B 売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除して控除しきれない場合

仕入控除税額＝

$$\begin{array}{cccccc} \text{第1種事業に係る消費税額} & \text{第2種事業に係る消費税額} & \text{第3種事業に係る消費税額} & \text{第4種事業に係る消費税額} & \text{第5種事業に係る消費税額} & \text{第6種事業に係る消費税額} \\ \times 90\% + & \times 80\% + & \times 70\% + & \times 60\% + & \times 50\% + & \times 40\% \end{array}$$

- B 特例 1** 1種類の事業の課税売上高が、全体の課税売上高の75%以上を占める場合
2種類以上の事業を営む事業者で、ある1種類の事業の課税売上高が全体の75%以上を占める場合、その事業のみなし仕入率を用いて控除対象仕入税額を計算します。

➡付表 5-1 及び 5-2 ㉑欄を使用します。

$$\text{④基礎となる消費税額} \times \frac{\text{75\%以上を占める事業のみなし仕入率}}{\text{⑲事業区分別の消費税額の合計額}} = \text{㉑控除対象仕入税額}$$

例 第1種事業の課税売上高が全体の80%を占める場合



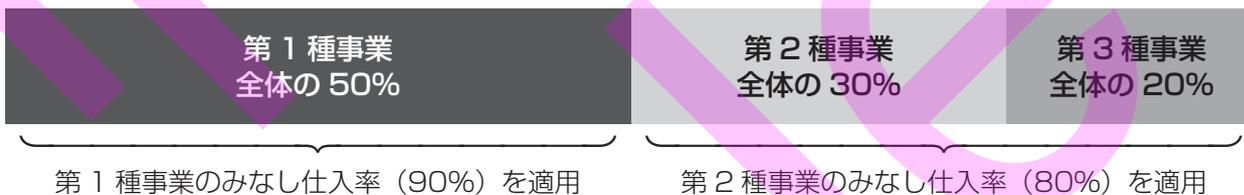
第1種事業のみなし仕入率（90%）を適用

- B 特例 2** 2種類の事業の課税売上高の合計が、全体の課税売上高の75%以上を占める場合
3種類以上の事業を営む事業者で、そのうちの2種類の事業の課税売上高の合計が全体の75%以上を占める場合、その2種類の事業のうち、みなし仕入率の高い方の事業の課税売上高には、その事業のみなし仕入率を用います。

それ以外の事業には、全体の75%以上を占める2種類の事業のうち、みなし仕入率の低い方の事業のみなし仕入率を用いて、控除対象仕入税額を計算します。

➡付表 5-1 及び 5-2 ㉑～㉓欄のうち、該当する欄を使用します。

例 第1種・第2種事業の課税売上高の合計が全体の80%を占める場合



この場合、控除対象仕入税額の計算式は、次のようになります。

$$\text{④基礎となる消費税} \times \frac{\text{⑭第1種事業の消費税額} \times 90\% + (\text{⑬各事業の消費税額の合計} - \text{⑭第1種事業の消費税額}) \times 80\%}{\text{⑬事業区分別の消費税額の合計額}} = \text{⑳控除対象仕入税額}$$

簡便法

次のA及びBのいずれにも該当しない場合は、次の算式により計算しても差し支えありません。

A 貸倒回収額がある場合

B 売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除して控除しきれない場合

仕入控除税額＝

$$\text{第1種事業に係る消費税額} \times 90\% + \left(\text{売上に係る消費税額} - \text{第1種事業に係る消費税額} \right) \times 80\%$$

㊦ 事業の種類ごとに売上を区分していない場合

2種類以上の事業を営む事業者で、事業ごとに売上を区分していない場合、区分していない課税売上高については、その区分していない事業のうち、最も低いみなし仕入率を用いて控除対象仕入税額を計算します。例えば、3種類の事業を営む事業者が、売上をまったく区分していない場合は、行っている事業のみなし仕入率のうち、最も低いみなし仕入率を用いて控除対象仕入税額を計算します。

また、区分している事業としていない事業が混在する場合は、区分している事業についてはその事業のみなし仕入率を、区分していない事業については、それらの事業のみなし仕入率のうち最も低いみなし仕入率を用いて、控除対象仕入税額を計算します。

step.13 控除対象仕入税額を決定する

控除税額が大きい計算方法を選択して控除対象仕入税額を決定し、付表5-1及び5-2 ⑳欄に記入します（適用税率ごとに異なる計算方法を選択することはできません）。

また、付表5-1及び5-2 ⑳欄の金額を次のとおり付表4-1及び4-2 ④欄に転記します。

付表5-2 ⑳C欄 → 付表4-2 ④C欄

付表5-1 ⑳D欄 → 付表4-1 ④D欄

付表5-1 ⑳E欄 → 付表4-1 ④E欄

設例 水田農園の場合

水田農園では、**A**と**C**の方法を用いることができます。なお、水田農園は**A**と**C**で簡便法を用いることもできますが、この設例では、通常の算式で計算します。

(注) ここでは、計算過程の最後に1円未満の端数を切り捨てています。

A 原則

税率 6.3%適用分 (付表 5-2 ㉔C欄、㉔X欄及び付表 5-1 ㉔X欄に記入)

$$\textcircled{4}866,250\text{円} \times \frac{\textcircled{16}809,141\text{円} \times 70\% + \textcircled{17}57,166\text{円} \times 60\%}{\textcircled{13}866,307\text{円}} = \textcircled{20}600,658\text{円}$$

税率 6.24%適用分 (付表 5-1 ㉔D欄に記入)

$$\textcircled{4}527,779\text{円} \times \frac{\textcircled{15}527,788\text{円} \times 80\%}{\textcircled{13}527,788\text{円}} = \textcircled{20}422,223\text{円}$$

税率 7.8%適用分 (付表 5-1 ㉔E欄に記入)

$$\textcircled{4}48,438\text{円} \times \frac{\textcircled{16}27,229\text{円} \times 70\% + \textcircled{17}21,272\text{円} \times 60\%}{\textcircled{13}48,501\text{円}} = \textcircled{20}31,782\text{円}$$

合計 (付表 5-1 ㉔F欄に記入)

$$600,658\text{円} + 422,223\text{円} + 31,782\text{円} = 1,054,663\text{円}$$

C 特例 2

水田農園は第2種事業の売上割合は37.0%、第3種事業は57.7%、第4種事業は5.1%であり、第2種と第3種の合計が全体の75%以上を占めることから、ここで適用するみなし仕入率は、第2種=80%、第3種・第4種=70%となります(付表 5-1 及び 5-2 の㉔欄が該当)。

税率 6.3%適用分 (付表 5-2 ㉔C欄、㉔X欄及び付表 5-1 ㉔X欄に記入)

$$\textcircled{4}866,250\text{円} \times \frac{(\textcircled{16} + \textcircled{17})866,307\text{円} \times 70\%}{\textcircled{13}866,307\text{円}} = \textcircled{27}606,375\text{円}$$

税率 6.24%適用分 (付表 5-1 ㉔D欄に記入)

$$\textcircled{4}527,779\text{円} \times \frac{\textcircled{15}527,788\text{円} \times 80\%}{\textcircled{13}527,788\text{円}} = \textcircled{27}422,223\text{円}$$

税率 7.8%適用分 (付表 5-1 ㉔E欄に記入)

$$\textcircled{4}48,438\text{円} \times \frac{(\textcircled{16} + \textcircled{17})48,501\text{円} \times 70\%}{\textcircled{13}48,501\text{円}} = \textcircled{27}33,906\text{円}$$

合計 (付表 5-1 ㉔F欄に記入)

$$606,375\text{円} + 422,223\text{円} + 33,906\text{円} = 1,062,504\text{円}$$

A合計 < **C**合計であることから、㉔を控除対象仕入税額として決定し、㉔欄に転記します。

付表 5-2 ㉔C欄の金額606,375円を、付表 4-2 ㉔C欄に転記します。

付表 5-1 ㉔D欄の金額422,223円を、付表 4-1 ㉔D欄に転記します。

付表 5-1 ㉔E欄の金額33,906円を、付表 4-1 ㉔E欄に転記します。

設例 水田農園の場合：付表 5-1、5-2

(付表 5-1) 控除対象仕入税額等の計算表は、以下のとおりです。

第4-(4)号様式

付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表

簡易

課税期間	平成31年1月1日～令和元12月31日	氏名又は名称	水田耕作
------	---------------------	--------	------

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額に課する消費税額 ①	(付表5-2の①X欄の金額) 円 866,250	(付表4-1の②D欄の金額) 円 527,779	(付表4-1の②E欄の金額) 円 48,438	(付表4-1の②F欄の金額) 円 1,442,467
貸倒回収に係る消費税額 ②	(付表5-2の②X欄の金額)	(付表4-1の③D欄の金額)	(付表4-1の③E欄の金額)	(付表4-1の③F欄の金額)
売上対価の返還等に係る消費税額 ③	(付表5-2の③X欄の金額)	(付表4-1の⑤D欄の金額)	(付表4-1の⑤E欄の金額)	(付表4-1の⑤F欄の金額)
控除対象仕入税額の計算基礎となる消費税額 (①+②-③) ④	866,250	527,779	48,438	1,442,467

step.7-1

step.7-2

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	(付表5-2の⑤X欄の金額) 円	(※付表4-1の④D欄へ) 円	(※付表4-1の④E欄へ) 円	(※付表4-1の④F欄へ) 円

step.8

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
事業区分別の合計額 ⑥	(付表5-2の⑥X欄の金額) 円 13,750,925	(円) 8,458,148	(円) 621,877	(円) 22,830,890
第一種事業 (卸売業) ⑦	(付表5-2の⑦X欄の金額)			(※第一表「事業区分」欄へ) %
第二種事業 (小売業等) ⑧	(付表5-2の⑧X欄の金額)	8,458,148		8,458,148 37.0
第三種事業 (製造業等) ⑨	(付表5-2の⑨X欄の金額) 12,843,578		349,090	13,192,668 57.7
第四種事業 (その他) ⑩	(付表5-2の⑩X欄の金額) 907,407		272,727	1,180,134 5.1
第五種事業 (サービス業等) ⑪	(付表5-2の⑪X欄の金額)			※
第六種事業 (不動産業) ⑫	(付表5-2の⑫X欄の金額)			※

step.9-2

step.9-1

step.10

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
事業区分別の合計額 ⑬	(付表5-2の⑬X欄の金額) 円 866,307	(円) 527,788	(円) 48,501	(円) 1,442,596
第一種事業 (卸売業) ⑭	(付表5-2の⑭X欄の金額)			
第二種事業 (小売業等) ⑮	(付表5-2の⑮X欄の金額)	527,788		527,788
第三種事業 (製造業等) ⑯	(付表5-2の⑯X欄の金額) 809,147		27,229	836,376
第四種事業 (その他) ⑰	(付表5-2の⑰X欄の金額) 57,166		21,272	78,438
第五種事業 (サービス業等) ⑱	(付表5-2の⑱X欄の金額)			
第六種事業 (不動産業) ⑲	(付表5-2の⑲X欄の金額)			

step.11

- 注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。
3 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑱欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(1/2)

(R1.10.1以後終了課税期間用)

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
$\frac{\text{④} \times \text{みなし仕入率}}{\text{⑬}}$ $\frac{(\text{⑩} \times 90\% + \text{⑮} \times 80\% + \text{⑯} \times 70\% + \text{⑰} \times 60\% + \text{⑱} \times 50\% + \text{㉑} \times 40\%) \times \text{④}}{\text{⑬}}$	<small>(付表5-2の㉑X欄の金額) 円</small> 600,658	422,223	31,782	1,054,663

step.12A

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
<small>(⑦F+⑧F+⑨F+⑩F+⑪F+⑫F+⑬F+⑭F+⑮F) / ⑥F ≥ 75%</small> $\text{④} \times \text{みなし仕入率 (90\% \cdot 80\% \cdot 70\% \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)}$	<small>(付表5-2の㉑X欄の金額) 円</small> 606,375	422,223	33,906	1,062,504

step.12B

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
第一種事業及び第二種事業 <small>(⑦F+⑧F) / ⑥F ≥ 75%</small> $\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 80\%}{\text{⑬}}$	<small>(付表5-2の㉑X欄の金額) 円</small> 606,375	422,223	33,906	1,062,504
第一種事業及び第三種事業 <small>(⑦F+⑨F) / ⑥F ≥ 75%</small> $\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 70\%}{\text{⑬}}$	<small>(付表5-2の㉑X欄の金額) 円</small>			
第一種事業及び第四種事業 <small>(⑦F+⑩F) / ⑥F ≥ 75%</small> $\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	<small>(付表5-2の㉑X欄の金額) 円</small>			
第一種事業及び第五種事業 <small>(⑦F+⑪F) / ⑥F ≥ 75%</small> $\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	<small>(付表5-2の㉑X欄の金額) 円</small>			
第一種事業及び第六種事業 <small>(⑦F+⑫F) / ⑥F ≥ 75%</small> $\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	<small>(付表5-2の㉑X欄の金額) 円</small>			
第二種事業及び第三種事業 <small>(⑧F+⑨F) / ⑥F ≥ 75%</small> $\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 70\%}{\text{⑬}}$	<small>(付表5-2の㉑X欄の金額) 円</small> 606,375	422,223	33,906	1,062,504
第二種事業及び第四種事業 <small>(⑧F+⑩F) / ⑥F ≥ 75%</small> $\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	<small>(付表5-2の㉑X欄の金額) 円</small>			
第二種事業及び第五種事業 <small>(⑧F+⑪F) / ⑥F ≥ 75%</small> $\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	<small>(付表5-2の㉑X欄の金額) 円</small>			
第二種事業及び第六種事業 <small>(⑧F+⑫F) / ⑥F ≥ 75%</small> $\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	<small>(付表5-2の㉑X欄の金額) 円</small>			
第三種事業及び第四種事業 <small>(⑨F+⑩F) / ⑥F ≥ 75%</small> $\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	<small>(付表5-2の㉑X欄の金額) 円</small>			
第三種事業及び第五種事業 <small>(⑨F+⑪F) / ⑥F ≥ 75%</small> $\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	<small>(付表5-2の㉑X欄の金額) 円</small>			
第三種事業及び第六種事業 <small>(⑨F+⑫F) / ⑥F ≥ 75%</small> $\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	<small>(付表5-2の㉑X欄の金額) 円</small>			
第四種事業及び第五種事業 <small>(⑩F+⑪F) / ⑥F ≥ 75%</small> $\text{④} \times \frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	<small>(付表5-2の㉑X欄の金額) 円</small>			
第四種事業及び第六種事業 <small>(⑩F+⑫F) / ⑥F ≥ 75%</small> $\text{④} \times \frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	<small>(付表5-2の㉑X欄の金額) 円</small>			
第五種事業及び第六種事業 <small>(⑪F+⑫F) / ⑥F ≥ 75%</small> $\text{④} \times \frac{\text{⑱} \times 50\% + (\text{⑬} - \text{⑱}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	<small>(付表5-2の㉑X欄の金額) 円</small>			

step.12C

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
選択可能な計算式区分(㉑~㉓)の中から選択した金額	<small>(付表5-2の㉑X欄の金額) 円</small> 606,375	<small>※付表4-1の④D欄へ 円</small> 422,223	<small>※付表4-1の④E欄へ 円</small> 33,906	<small>※付表4-1の④F欄へ 円</small> 1,062,504

step.13

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。

(2/2)

(R1.10.1以後終了課税期間用)

(付表 5-2) 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕
は、以下のとおりです。

第4-(8)号様式

付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間	平成31年1月1日～令和元年12月31日	氏名又は名称	水田耕作
------	----------------------	--------	------

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額に 対する消費税 額①	(付表4-2の②A欄の金額) 円	(付表4-2の②B欄の金額) 円	(付表4-2の②C欄の金額) 円	※付表5-1の①X欄へ 円
貸倒回収に 係る消費税 額②	(付表4-2の③A欄の金額)	(付表4-2の③B欄の金額)	(付表4-2の③C欄の金額)	※付表5-1の②X欄へ
売上対価の返 還等に係る 消費税額③	(付表4-2の⑤A欄の金額)	(付表4-2の⑤B欄の金額)	(付表4-2の⑤C欄の金額)	※付表5-1の③X欄へ
控除対象仕入 税額の計算 の基礎とな る消費税額 (①+②-③)④			866,250	※付表5-1の④X欄へ 866,250

step.7-1

step.7-2

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%)⑤	※付表4-2の④A欄へ 円	※付表4-2の④B欄へ 円	※付表4-2の④C欄へ 円	※付表5-1の⑤X欄へ 円

step.8

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額⑥			13,750,925	※付表5-1の⑥X欄へ 13,750,925
第一種事業 (卸売業)⑦				※付表5-1の⑦X欄へ
第二種事業 (小売業等)⑧				※付表5-1の⑧X欄へ
第三種事業 (製造業等)⑨			12,843,518	※付表5-1の⑨X欄へ 12,843,518
第四種事業 (その他)⑩			907,407	※付表5-1の⑩X欄へ 907,407
第五種事業 (サービス業等)⑪				※付表5-1の⑪X欄へ
第六種事業 (不動産業)⑫				※付表5-1の⑫X欄へ

step.9-2

step.9-1

step.10

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額⑬			866,307	※付表5-1の⑬X欄へ 866,307
第一種事業 (卸売業)⑭				※付表5-1の⑭X欄へ
第二種事業 (小売業等)⑮				※付表5-1の⑮X欄へ
第三種事業 (製造業等)⑯			809,141	※付表5-1の⑯X欄へ 809,141
第四種事業 (その他)⑰			57,166	※付表5-1の⑰X欄へ 57,166
第五種事業 (サービス業等)⑱				※付表5-1の⑱X欄へ
第六種事業 (不動産業)⑲				※付表5-1の⑲X欄へ

step.11

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。

3 課税売上上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑯欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(1/2)

(R1.10.1以後終了課税期間用)

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
$\left[\frac{\textcircled{4} \times \text{みなし仕入率}}{\textcircled{13}} \right] \textcircled{20}$	円	円	円	円
			600,658	600,658

step.12A

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
$\left[\frac{\textcircled{7}F/\textcircled{6}F \cdot \textcircled{8}F/\textcircled{6}F \cdot \textcircled{9}F/\textcircled{6}F \cdot \textcircled{10}F/\textcircled{6}F \cdot \textcircled{11}F/\textcircled{6}F \cdot \textcircled{12}F/\textcircled{6}F}{\textcircled{4} \times \text{みなし仕入率 (90\% \cdot 80\% \cdot 70\% \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)}} \right] \textcircled{21}$	円	円	円	円

step.12B

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
第一種事業及び第二種事業 ($\textcircled{7}F + \textcircled{8}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\left[\frac{\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 80\%}{\textcircled{13}}}{\textcircled{22}}$	円	円	円	円
第一種事業及び第三種事業 ($\textcircled{7}F + \textcircled{9}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\left[\frac{\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 70\%}{\textcircled{13}}}{\textcircled{23}}$				
第一種事業及び第四種事業 ($\textcircled{7}F + \textcircled{10}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\left[\frac{\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 60\%}{\textcircled{13}}}{\textcircled{24}}$				
第一種事業及び第五種事業 ($\textcircled{7}F + \textcircled{11}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\left[\frac{\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 50\%}{\textcircled{13}}}{\textcircled{25}}$				
第一種事業及び第六種事業 ($\textcircled{7}F + \textcircled{12}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\left[\frac{\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 40\%}{\textcircled{13}}}{\textcircled{26}}$				
第二種事業及び第三種事業 ($\textcircled{8}F + \textcircled{9}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\left[\frac{\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 70\%}{\textcircled{13}}}{\textcircled{27}}$			606,375	606,375
第二種事業及び第四種事業 ($\textcircled{8}F + \textcircled{10}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\left[\frac{\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 60\%}{\textcircled{13}}}{\textcircled{28}}$				
第二種事業及び第五種事業 ($\textcircled{8}F + \textcircled{11}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\left[\frac{\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 50\%}{\textcircled{13}}}{\textcircled{29}}$				
第二種事業及び第六種事業 ($\textcircled{8}F + \textcircled{12}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\left[\frac{\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 40\%}{\textcircled{13}}}{\textcircled{30}}$				
第三種事業及び第四種事業 ($\textcircled{9}F + \textcircled{10}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\left[\frac{\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{16} \times 70\% + (\textcircled{13} - \textcircled{16}) \times 60\%}{\textcircled{13}}}{\textcircled{31}}$				
第三種事業及び第五種事業 ($\textcircled{9}F + \textcircled{11}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\left[\frac{\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{16} \times 70\% + (\textcircled{13} - \textcircled{16}) \times 50\%}{\textcircled{13}}}{\textcircled{32}}$				
第三種事業及び第六種事業 ($\textcircled{9}F + \textcircled{12}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\left[\frac{\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{16} \times 70\% + (\textcircled{13} - \textcircled{16}) \times 40\%}{\textcircled{13}}}{\textcircled{33}}$				
第四種事業及び第五種事業 ($\textcircled{10}F + \textcircled{11}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\left[\frac{\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{17} \times 60\% + (\textcircled{13} - \textcircled{17}) \times 50\%}{\textcircled{13}}}{\textcircled{34}}$				
第四種事業及び第六種事業 ($\textcircled{10}F + \textcircled{12}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\left[\frac{\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{17} \times 60\% + (\textcircled{13} - \textcircled{17}) \times 40\%}{\textcircled{13}}}{\textcircled{35}}$				
第五種事業及び第六種事業 ($\textcircled{11}F + \textcircled{12}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\left[\frac{\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{18} \times 50\% + (\textcircled{13} - \textcircled{18}) \times 40\%}{\textcircled{13}}}{\textcircled{36}}$				

step.12C

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
選択可能な計算式区分(⑳～㉞)の内から選択した金額 ㉟	円	円	606,375	606,375

step.13

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。

step.14 貸倒れに係る税額を計算する

課税売上に係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、適用税率ごとに、貸倒れとなった売掛金等（貸倒債権）に含まれる消費税額を計算します。この計算結果を付表 4-1 及び 4-2 ⑥欄に記入します。

step.15 控除税額の小計を計算する

適用税率ごとに、付表 4-1 及び 4-2 ④控除対象仕入税額、⑤返還等対価に係る税額、⑥貸倒れに係る税額を合計し、計算結果を付表 4-1 及び 4-2 ⑦欄に記入します。

$$\text{④控除対象仕入税額} + \text{⑤返還等対価に係る税額} + \text{⑥貸倒れに係る税額} = \text{⑦控除税額小計}$$

設例 水田農園の場合

控除税額小計は、次のように求められます。

税率 6.3%適用分 (付表 4-2 ⑦C 欄、X 欄及び付表 4-1 ⑦X 欄に記入)
 $606,375\text{円} + 0\text{円} + 0\text{円} = 606,375\text{円}$

税率 6.24%適用分 (付表 4-1 ⑦D 欄に記入) $422,223\text{円} + 0\text{円} + 0\text{円} = 422,223\text{円}$

税率 7.8%適用分 (付表 4-1 ⑦E 欄に記入) $33,906\text{円} + 0\text{円} + 0\text{円} = 33,906\text{円}$

合計 (付表 4-1 ⑦F 欄に記入) $606,375\text{円} + 422,223\text{円} + 33,906\text{円} = 1,062,504\text{円}$

step.16 差引税額又は控除不足還付税額を計算する

適用税率ごとに、課税売上に係る消費税額（消費税額と貸倒回収に係る消費税額の合計額）から、控除税額小計を差し引いて差引税額を計算し、計算結果を付表 4-1 及び 4-2 ⑨欄に記入します。

$$\text{②消費税額} + \text{③貸倒回収に係る税額} - \text{⑦控除税額小計} = \text{⑨差引税額}$$

上記計算式の計算結果がマイナス（負の値）の場合、還付申告となります。この場合、次の計算式で控除不足還付税額を計算し、計算結果を付表 4-1 及び 4-2 ⑧欄に記入します。

$$\text{⑦控除税額小計} - \text{②消費税額} - \text{③貸倒回収に係る税額} = \text{⑧控除不足還付税額}$$

付表 4-1 ⑨F 欄の金額から⑧F 欄の金額を差し引いて合計差引税額を計算し、⑩F 欄に記入します。

設例 水田農園の場合

差引税額は、次のように求められます。

税率 6.3%適用分 (付表 4-2 ⑨C 欄、X 欄及び付表 4-1 ⑨X 欄に記入)
 $866,250\text{円} + 0\text{円} - 606,375\text{円} = 259,875\text{円}$

税率 6.24%適用分 (付表 4-1 ⑨D 欄に記入) $527,779\text{円} + 0\text{円} - 422,223\text{円} = 105,556\text{円}$

税率 7.8%適用分 (付表 4-1 ⑨E 欄に記入) $48,438\text{円} + 0\text{円} - 33,906\text{円} = 14,532\text{円}$

合計 (付表 4-1 ⑨F 欄に記入) $259,875\text{円} + 105,556\text{円} + 14,532\text{円} = 379,963\text{円}$

⑩合計差引税額は、 $379,963\text{円} - 0\text{円} = 379,963\text{円}$ と求められます。

地方消費税の税額計算

step.17 地方消費税の課税標準となる消費税額を計算する

付表 4-1 及び 4-2 ⑨欄に記入がある場合は、⑨差引税額を付表 4-1 及び 4-2 ⑫欄に転記します。
付表 4-1 及び 4-2 ⑧欄に記入がある場合は、⑧控除不足還付税額を付表 4-1 及び 4-2 ⑪欄に転記します。

※ 税率 6.24% 及び 7.8% 適用分については、地方消費税率が同じであることから、付表 4-1 ⑨又は⑧D及びE欄の合計額を付表 4-1 ⑫又は⑪E欄に記入します。

付表 4-1 及び 4-2 ⑫欄の金額から⑪欄の金額を差し引いて、合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額を計算し、付表 4-1 及び 4-2 ⑬欄に記入します。

設例 水田農園の場合

⑬合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額は、
 $(259,875円 - 0円) + (120,088円 - 0円) = 379,963円$
 と求められます。

step.18 譲渡割額（納税額）又は譲渡割額（還付額）を計算する

次の計算式により計算し、計算結果を付表 4-1 及び 4-2 ⑭又は⑮欄に記入します。また、付表 4-1 ⑮F欄の金額から⑭F欄の金額を差し引いて、合計差引譲渡割額を計算し、⑯F欄に記入します。

税率6.3%
適用分

地方消費税の課税標準となる消費税額
 (①控除不足還付税額又は②差引税額) $\times \frac{17}{63} =$ 譲渡割額
 (⑭還付額又は⑮納税額)

税率6.24%、7.8%
適用分

地方消費税の課税標準となる消費税額
 (①控除不足還付税額又は②差引税額) $\times \frac{22}{78} =$ 譲渡割額
 (⑭還付額又は⑮納税額)

設例 水田農園の場合

譲渡割額（納税額）は、次のように求められます。

税率 6.3%適用分 (付表 4-2 ⑮C欄、X欄及び付表 4-1 ⑮X欄に記入)

$$259,875円 \times \frac{17}{63} = 70,125円$$

税率 6.24%、7.8%適用分 (付表 4-1 ⑮E欄に記入)

$$120,088円 \times \frac{22}{78} = 33,870円$$

合計 (付表 4-1 ⑮F欄に記入) $70,125円 + 33,870円 = 103,995円$

⑯合計差引譲渡割額は、 $103,995円 - 0円 = 103,995円$
 と求められます。

設例 水田農園の場合：付表 4-1、4-2

(付表 4-1) 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表は、以下のとおりです。

第4-(3)号様式

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡易

課税期間		平成31.1.1～令和元.12.31		氏名又は名称		水田耕作	
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)			
課税標準額 ①	(付表4-2の①X欄の金額) 円 13,750,000	円 8,458,000	円 621,000	※第二表の①欄へ 円 22,829,000		step.3-2	
課税資産の譲渡等の対価の額 ①-1	(付表4-2の①-1X欄の金額) 13,750,925	※第二表の⑤欄へ 8,458,148	※第二表の⑥欄へ 621,818	※第二表の⑦欄へ 22,830,891		step.3-1	
消費税額 ②	(付表4-2の②X欄の金額) 866,250	※付表5-1の①D欄へ ※第二表の⑩欄へ 527,779	※付表5-1の①E欄へ ※第二表の⑩欄へ 48,438	※付表5-1の①F欄へ ※第二表の⑩欄へ 1,442,467		step.4	
貸倒回収に係る消費税額 ③	(付表4-2の③X欄の金額)	※付表5-1の②D欄へ	※付表5-1の②E欄へ	※付表5-1の②F欄へ ※第一表の③欄へ		step.5	
控除税額	控除対象仕入税額 ④	(付表4-2の④X欄の金額) 606,375	(付表5-1の⑤D欄又は⑥D欄の金額) 422,223	(付表5-1の⑤E欄又は⑥E欄の金額) 33,906	(付表5-1の⑤F欄又は⑥F欄の金額) ※第一表の④欄へ 1,062,504		step.8 step.13
	返還等対価に係る税額 ⑤	(付表4-2の⑤X欄の金額)	※付表5-1の③D欄へ	※付表5-1の③E欄へ	※付表5-1の③F欄へ ※第二表の⑩欄へ		step.6
	貸倒れに係る税額 ⑥	(付表4-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ		step.14
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦	(付表4-2の⑦X欄の金額) 606,375	422,223	33,906	※第一表の⑦欄へ 1,062,504		step.15
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧	(付表4-2の⑧X欄の金額)	※⑩E欄へ	※⑩E欄へ			step.16	
差引税額 (②+③-⑦) ⑨	(付表4-2の⑨X欄の金額) 259,875	※⑩E欄へ 105,556	※⑩E欄へ 14,532	379,963		step.16	
合計差引税額 (⑨-⑧) ⑩				※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ 379,963		step.16	
地方と異なる消費税の課税標準額	控除不足還付税額 ⑪	(付表4-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)		step.17	
	差引税額 ⑫	(付表4-2の⑫X欄の金額) 259,875		(⑩D欄と⑩E欄の合計金額) 120,088		379,963	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) ⑬	(付表4-2の⑬X欄の金額) 259,875		※第二表の⑫欄へ(注3) 120,088	※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ ※第二表の⑫欄へ 379,963		step.17	
譲渡割額	還付額 ⑭	(付表4-2の⑭X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)(注3)		step.18	
	納税額 ⑮	(付表4-2の⑮X欄の金額) 70,125		(⑫E欄×22/78)(注3) 33,870		103,995	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭) ⑯				※マイナスの場合は第一表の⑫欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ 103,995		step.18	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

3 旧税率が適用された取引がない場合(X欄に記載すべき金額がない場合)には、⑬～⑮E欄の各欄の記載は次のとおりとなる。

(1) 「⑫E欄-⑩E欄」がマイナスの場合

⑬E欄に1円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑭E欄に「(⑩E欄-⑫E欄)×22/78」により計算した金額を記載する(⑮E欄の記載は不要)。

(2) 「⑫E欄-⑩E欄」がプラスの場合

⑬E欄に100円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑭E欄に「⑩E欄×22/78」により計算した金額を記載する(⑮E欄の記載は不要)。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

(付表 4-2) 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕は、以下のとおりです。

第4-(7)号様式

付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31		氏名又は名称	水田耕作
区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
課税標準額 ①	000	000	13,750,000	13,750,000	
課税資産の譲渡等の対価の額 ①	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	※付表4-1の①-X欄へ	
消費税額 ②	※付表5-2の①A欄へ ※第二表の⑫欄へ	※付表5-2の①B欄へ ※第二表の⑬欄へ	※付表5-2の①C欄へ ※第二表の⑭欄へ	866,250	
貸倒回収に係る消費税額 ③	※付表5-2の②A欄へ	※付表5-2の②B欄へ	※付表5-2の②C欄へ	※付表4-1の③X欄へ	
控除 返還等 に 係 る 税 額	控除対象仕入税額 ④	(付表5-2の⑤A欄又は⑥A欄の金額)	(付表5-2の⑤B欄又は⑥B欄の金額)	(付表5-2の⑤C欄又は⑥C欄の金額)	※付表4-1の④X欄へ
	⑤	※付表5-2の③A欄へ	※付表5-2の③B欄へ	※付表5-2の③C欄へ	※付表4-1の⑤X欄へ
	⑥				※付表4-1の⑥X欄へ
	控除税額小計 ⑦ (④+⑤+⑥)			606,375	606,375
控除不足還付税額 ⑧ (⑦-②-③)		※⑩B欄へ	※⑩C欄へ	※付表4-1の⑧X欄へ	
差引税額 ⑨ (②+③-⑦)		※⑩B欄へ	※⑩C欄へ	259,875	
合計差引税額 ⑩ (⑨-⑧)				259,875	
地方と 異なる 消費税 の 課 税 額	控除不足還付税額 ⑪		(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表4-1の⑪X欄へ
	差引税額 ⑫		(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額)	259,875
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 ⑬ (⑫-⑪)		※第二表の⑮欄へ	※第二表の⑯欄へ	259,875	
譲 渡 割 制 納 税 額	還付額 ⑭		(⑪B欄×25/100)	(⑪C欄×17/63)	※付表4-1の⑭X欄へ
	⑮		(⑫B欄×25/100)	(⑫C欄×17/63)	70,125
合計差引譲渡割額 ⑯ (⑮-⑭)				70,125	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表4-1を作成する。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

申告書（第一表及び第二表）の記入

- ◎ これまでに作成した申告書付表から簡易課税用消費税確定申告書（第一表・第二表）に転記します。

step.19 申告書第二表を記入する

付表 4-1 及び 4-2 から、次のとおり申告書第二表に必要な事項を転記します。

申告書第二表の記載項目		転記元項目等	
課税標準額		①	付表 4-1 の① F 欄の金額
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3% 適用分	②	付表 4-2 の① -1 A 欄の金額
	4% 適用分	③	付表 4-2 の① -1 B 欄の金額
	6.3% 適用分	④	付表 4-2 の① -1 C 欄の金額
	6.24% 適用分	⑤	付表 4-1 の① -1 D 欄の金額
	7.8% 適用分	⑥	付表 4-1 の① -1 E 欄の金額
		⑦	付表 4-1 の① -1 F 欄の金額
特定課税仕入に係る支払対価の額の合計額	6.3% 適用分	⑧	
	7.8% 適用分	⑨	
		⑩	
消費税額		⑪	付表 4-1 の② F 欄の金額
⑪の内訳	3% 適用分	⑫	付表 4-2 の② A 欄の金額
	4% 適用分	⑬	付表 4-2 の② B 欄の金額
	6.3% 適用分	⑭	付表 4-2 の② C 欄の金額
	6.24% 適用分	⑮	付表 4-1 の② D 欄の金額
	7.8% 適用分	⑯	付表 4-1 の② E 欄の金額
返還等対価に係る税額		⑰	付表 4-1 の⑤ F 欄の金額
⑰の内訳	売上の返還等対価に係る税額	⑱	付表 4-1 の⑤ F 欄の金額
	特定課税仕入の返還等対価に係る税額	⑲	
地方消費税の課税標準となる消費税額		⑳	付表 4-1 の⑬ F 欄の金額
	4% 適用分	㉑	付表 4-2 の⑬ B 欄の金額
	6.3% 適用分	㉒	付表 4-2 の⑬ C 欄の金額
	6.24% 及び 7.8% 適用分	㉓	付表 4-1 の⑬ E 欄の金額

step.20 申告書第一表を記入する

申告書第二表及び付表 4-1 から、次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書第一表の記載項目		転記元項目等	
課税標準額	①	申告書第二表の①欄の金額	
消費税額	②	申告書第二表の⑩欄の金額	
貸倒回収に係る消費税額	③	付表 4-1 の③ F 欄の金額	
控除税額	控除対象仕入税額	④	付表 4-1 の④ F 欄の金額
	返還等対価に係る税額	⑤	申告書第二表の⑰欄の金額
	貸倒れに係る税額	⑥	付表 4-1 の⑥ F 欄の金額
	控除税額小計	⑦	付表 4-1 の⑦ F 欄の金額
控除不足還付税額	⑧	付表 4-1 の⑩ F 欄の金額（マイナスの場合）	
差引税額（100 円未満切捨て）	⑨	付表 4-1 の⑩ F 欄の金額（プラスの場合）	

※⑨欄の差引税額が 48 万円超の場合は、令和 2 年分の中間申告・納付が必要となります。

step.21 申告書第一表⑩中間納付税額を記入する（令和元年分の中間申告を行った事業者の方）

step.22 申告書第一表⑪納付税額を計算する

$$\text{⑨差引税額} - \text{⑩中間納付税額} = \text{⑪納付税額}$$

step.23 申告書第一表⑫中間納付還付税額を計算する

⑩中間納付税額が⑨差引税額を上回る場合、その差額を⑫欄に記入します。

$$\text{⑩中間納付税額} - \text{⑨差引税額} = \text{⑫中間納付還付税額}$$

step.24 申告書第一表⑮欄及び⑯欄に課税期間及び基準期間の課税売上高を記入する

申告書第一表⑮欄にこの課税期間の課税売上高を記載します。

なお、輸出等の免税売上がある場合には免税売上高を加算し、申告書第一表⑮欄に記載がある場合には、課税売上に係る返品、値引き又は割戻しの金額に 100/108 又は 100/110 を掛けた金額を差し引いて記載します。

令和元年分の基準期間は、平成 29 年分です。平成 29 年分の課税売上高を申告書第一表⑯欄に記入します。

step.25 申告書第一表⑰欄から⑳欄までを記入する

付表 4-1 から、次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書の記載項目		転記元項目等	
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	付表 4-1 の⑬F欄の金額（マイナスの場合）
	差引税額（100 円未満切捨て）	⑱	付表 4-1 の⑬F欄の金額（プラスの場合）
譲渡割額	還付額	⑲	付表 4-1 の⑯F欄の金額（マイナスの場合）
	納税額（100 円未満切捨て）	⑳	付表 4-1 の⑯F欄の金額（プラスの場合）

step.26 申告書第一表㉑中間納付譲渡割額を記入する（令和元年分の中間申告を行った事業者の方）

step.27 申告書第一表㉒納付譲渡割額を計算する

$$\text{㉒納税額} - \text{㉑中間納付譲渡割額} = \text{㉒納付譲渡割額}$$

step.28 申告書第一表㉓中間納付還付譲渡割額を計算する

㉑中間納付譲渡割額が㉒納税額を上回る場合、その差額を㉓欄に記入します。

$$\text{㉑中間納付譲渡割額} - \text{㉒納税額} = \text{㉓中間納付還付譲渡割額}$$

step.29 申告書第一表㉔消費税及び地方消費税の合計税額を計算する（納付又は還付）

納税する又は還付を受ける消費税及び地方消費税の合計税額を計算し、㉔欄に記入します。なお、計算結果がマイナス（負の値）の場合には、数字の左側のマスにマイナス記号（-）を記入してください。

$$\left(\text{㉑納付税額} + \text{㉒納付譲渡割額} \right) - \left(\text{㉕控除不足還付税額} + \text{㉖中間納付還付税額} + \text{㉗還付額} + \text{㉘中間納付還付譲渡割額} \right) = \text{㉔消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額}$$

設例 水田農園の場合

消費税及び地方消費税の合計納付税額は、

$$\left(\text{納付税額 } 379,900\text{円} + \text{納付譲渡割額 } 103,900\text{円} \right) - \left(\text{控除不足還付税額 } 0\text{円} + \text{中間納付還付税額 } 0\text{円} + \text{還付額 } 0\text{円} + \text{中間納付還付譲渡割額 } 0\text{円} \right) = 483,800\text{円}$$

と求められます。

●簡易課税による消費税及び地方消費税の税額計算は、これで終了です。

消費税の申告書 第一表

この用紙はとじこまないでください。

G K 0 4 0 5

第3-(3)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 ○○市△△町5-248
(電話番号XXXX-21-3579)

(フリガナ) ミズ タ ノウ エン
名称又は屋号 水田農園

個人番号又は法人番号
! 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(フリガナ) ミズ タ コウ サク
代表者氏名又は氏名 水田耕作

※ 一連番号

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認印 確認書類

個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他

身元確認

指導年月日 相談区分1 区分2 区分3

簡

第一表

自 平成 3 7 年 7 月 7 日
至 令和 1 年 7 月 2 日 3 7 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
対象期間 至 令和 年 月 日

令和元年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百万千百十円	
課税標準額①		22829000	03
消費税額②		1442467	06
貸倒回収に係る消費税額③			07
控除対象仕入税額④		1062504	08
返還等対価に係る税額⑤			09
貸倒れに係る税額⑥			10
控除税額小計⑦ (④+⑤+⑥)		1062504	
控除不足還付税額⑧ (⑦-②-③)			13
差引税額⑨ (②+③-⑦)		379900	15
中間納付税額⑩			16
納付税額⑪ (⑩-⑧)		379900	17
中間納付還付税額⑫ (⑩-⑨)		00	18
この申告書 が修正申告 がある場合	既確定税額⑬		19
	差引納付税額⑭		20
この課税期間の課税売上高⑮		22830891	21
基準期間の課税売上高⑯		18246500	

付記事項		割賦基準の適用		有		無		31	
延払基準等の適用									
工事進行基準の適用									
現金主義会計の適用									
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用									
参事区 業分	区分	課税売上高 (免税売上高を除く)	売上割合%						
	第1種								36
	第2種	8,458	37.0						37
	第3種	13,193	57.7						38
	第4種	1,180	5.7						39
	第5種								42
第6種								43	
特例計算適用(令57③)									40

この申告書による地方消費税の税額の計算		十兆千百十億千百万千百十円	
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額⑰		51
	差引税額⑱	379900	52
譲渡割額	還付額⑲		53
納税額⑳		103900	54
中間納付譲渡割額㉑		00	55
納付譲渡割額㉒ (㉑-㉑)		103900	56
中間納付還付譲渡割額㉓ (㉑-㉑)		00	57
この申告書 が修正申告 である場合	既確定譲渡割額㉔		58
	差引納付譲渡割額㉕		59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額㉖		483800	60

還す付る金受取機
ゆうちょ銀行の貯金記号番号

銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
農協・漁協 本所・支所

預金 口座番号

郵便局名等

※税務署整理欄

税理士署名押印

(電話番号 - -)

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

㉖=(㉑)+(㉒)-(㉓)+(㉔)+(㉕)-:修正申告の場合㉖=(㉑)+(㉒)
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

消費税の申告書 第二表

G K O 6 0 1

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号

納税地	〇〇市△△町5-248 (電話番号XXXXX- 21 - 3579)
(フリガナ) 名称又は屋号	水田農園
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名	水田耕作

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38② 52
小売等軽減売上割合	<input type="checkbox"/>	附則39① 53

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

自 平成 37 年 7 月 7 日
至 令和 1 年 7 月 31 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

第二表
令和元年十月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十兆千百十億千百万千百十一円
※申告書(第一表)の①欄へ		22829000 01

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②		02
	4%適用分	③		03
	6.3%適用分	④	13750925	04
	6.24%適用分	⑤	8458148	05
	7.8%適用分	⑥	627818	06
		⑦	22830891	07
	特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3%適用分	⑧	
7.8%適用分		⑨		12
		⑩		13

消費税額	⑪	十兆千百十億千百万千百十一円		
※申告書(第一表)の②欄へ		1442467		
⑪の内訳	3%適用分	⑫		22
	4%適用分	⑬		23
	6.3%適用分	⑭	866250	24
	6.24%適用分	⑮	527779	25
	7.8%適用分	⑯	48438	26

返還等対価に係る税額	⑰	十兆千百十億千百万千百十一円		
※申告書(第一表)の⑤欄へ				
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)		⑳	379963	41
	4%適用分	㉑		42
	6.3%適用分	㉒	259875	43
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	120088	44

(注1) ⑧~⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉑~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

農業課税取引金額計算表（試算用）

（令和元年分）全国農業会議所作成 2020.1

科 目	A 決算額	B Aのうち課税取引 にならないもの	C (A-B) 課税取引 金額	R1.9.30以前		R1.10.1以後	
				D うち旧税率 6.3%適用分	E うち軽減税率 6.24%適用分	F うち標準税率 7.8%適用分	
品目							
(委託販売)							
(直接販売)							
①							
小計							
家事消費金額							
②							
③							
雑収入							
小計							
未成熟果樹収入							
④							
小計 (①+②+③)							
期首							
⑤							
期末							
⑥							
農産物の棚卸高							
⑦							
小計 (④-⑤+⑥)							
総収入金額							
農業の課税売上高							

よくわかる 農業者のための

令和元年分 消費税及び地方消費税確定申告ガイド

令和2年1月発行

定価：本体 637 円+消費税 送料別

編集

全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

東京都千代田区二番町 9-8 中央労働基準協会ビル 2F
電話 03-6910-1131

©無断転写を禁ず

全国農業図書コード 31-41